

イコム大会報告書
(第22回中国 上海大会)

平成23年3月

イコム日本委員会

はじめに

第 22 回イコム大会が、中国の上海で、2010 年 11 月 7 日から 6 日間開催された。

大会テーマは、社会的調和のための博物館 (Museums for Social Harmony) であり、上海万博センターが主会場となった。世界 127 カ国から約 4,000 名の参加者があり、日本からは、近藤信司イコム日本委員長ほか、60 余名が参加し、それぞれ所属する国際委員会等に出席した。

本報告書では、国際委員会に出席された方にレポートをお願いし、原稿執筆にご協力頂いた方々の参加記を掲載している。また、イコム規約、大会決議等について、イコム会員である河野哲郎氏・五十嵐耕一氏のご協力をいただいて掲載しているので、ご活用いただきたい。

平成 23 年 3 月

目 次

はじめに i
大会日程 iii
1. 第 22 回中国 上海大会・第 25 回総会参加報告	
(1) 大会及び総会に出席して	五十嵐耕一 1
(2) 國際委員会報告	
① ICOM 上海大会報告 —CECA における活動など—	小島道裕 14
② 貨幣・銀行博物館國際委員会 (ICOMON) 上海年次会合の模様 —Money Museums and its Cultural Contribution	藤井典子 16
③ 「負の遺産」に宿る想像力はナショナリズムを超える	東 自由里 19
④ ICOM 上海大会報告	井上 敏 22
⑤ 上海の熱き日々 —ICOM 第 22 回上海大会に参加して	自原由起子 25
⑥ 2010 年イコム大会報告 —CECA の会議を中心に	河野哲郎 29
2. 第 22 回イコム上海大会 決議 33
3. 第 25 回総会 役員選挙 42
4. 國際委員会の紹介 45
5. イコム規約 (2007 年 8 月改訂) 56
6. イコム日本委員会規定 73
7. 会費に関する規則 76
8. ICOM 日本委員会沿革 77
9. イコム職業倫理規定 (2004 年 10 月改訂) 79

大会日程

会場：上海万博センター

2010年

11月7日（日）

- | | |
|-------------|-----------|
| 9:00～18:00 | 受付 |
| 9:00～16:30 | 第73回諮問委員会 |
| 17:00～18:00 | 大会開会式 |

11月8日（月）

- | | |
|-------------|-------------------|
| 9:00～9:45 | 総会開会式 |
| 10:00～11:30 | 基調講演 |
| 11:45～13:00 | 基調講演 |
| 14:00～14:30 | 見本市の開会式 |
| 14:30～18:00 | 見本市の開催 |
| 14:30～17:00 | 各國際委員会、地域連盟等による会合 |
| 14:00～17:00 | オープソフォーラム |

11月9日（火）

- | | |
|------------|-------------------|
| 9:00～17:00 | 各國際委員会、地域連盟等による会合 |
| 9:00～12:00 | オープソフォーラム |
| 9:00～18:00 | 見本市の開催 |

11月10日（水）

- | | |
|------------|-------------------|
| 9:00～17:00 | 各國際委員会、地域連盟等による会合 |
| 9:00～18:00 | 見本市の開催 |

11月11日（木）

- | | |
|----|----------|
| 終日 | 博物館施設の観察 |
|----|----------|

11月12日（金）

- | | |
|-------------|------------|
| 9:00～11:00 | 第25回総会 |
| 11:30～13:00 | 大会及び総会の閉会式 |
| 13:00～15:00 | 第74回諮問委員会 |
| 15:00～17:00 | 第118回執行委員会 |
| 18:30～20:30 | お別れパーティ |

1. 第 22 回中国 上海大会・第 25 回総会参加報告

(1) 大会及び総会に出席して

イコム日本委員会顧問 五十嵐 耕一

2010 年 11 月 7 日から 12 日まで、第 22 回イコム大会及び第 25 回総会が上海で、万国博物館大会に使用された、世界万博センター（World Expo Center）で「社会的調和のための博物館（Museums for Social Harmony）」を基調テーマとして開催された。

このテーマは、民族・宗教的対立が著しい世界にとって、望まれる課題であった。

このイコム大会にかける中国政府・上海市当局の意気込みは、著しく、127 カ国からの大会参加者 4,000 名のうち約 2,000 名が中国国内からの参加者であった。日本からは、日本博物館協会が旅行社と組んで、大会参加者のためのツアーを企画したこと也有って、60 余名にのぼった。

大会と並行して開催された博物館見本市には、博物館と関連団体 56、関連民間企業 47 にのぼる参加があり、その殆どが中国国内のもので、中国政府のお声掛けが窺がわれた。

I 第 73 回諮問委員会が大会及び総会に先立ち、11 月 7 日午前 9 時から午後 11 時 45 分の間に開催された。諮問委員会は、各国の国内委員会の委員長、国際委員会の委員長、地域連盟の委員長、加盟機関の委員長（又は指名された代表）により構成されるもので、日本からは、近藤日本委員会委員長が出席した。私は、オブザーバとして出席した。

委員長であるノルウェーのヌート・ウイク（Mr. Kut Wik）氏開会挨拶の後、中国国内委員会の張 柏（Zhan Bai）委員長の歓迎挨拶があり、議事に入った。

はじめに前回議事録の確認と近藤館長を含め新委員の紹介がなされた。

ついで、世界博物館友の会連合（World Federation of Friends of Museum）といコムとの間で交わされた相互協力に関する覚書（Memorandum）の紹介があり、同連合の会長から、博物館に対する公的支援の減少の下、博物館の生き残りためパートナーとして支援していく旨の挨拶がなされた。

博物館学国際委員会（ICOFOM）の Martin Schraer 氏から同委員会が中心となって作成した新しい博物館学辞典（Dictionary of Museology）がフランス語で本年 4 月に出版されることの紹介があり、その要旨を示した（Key Concepts of Museology）が配布された。

同要旨は英仏西中の四ヶ国語で website に搭載されるとの報告があつた。

Julien Anfruns 事務総長から 2008～2010 の 3 年間のイコムの活動の概要報告がなされた。

- ・イコムの国際社会における存在感を、コミュニケーション手段の充実、発展途上国への配慮、上海 EXPO におけるイコムパビリオンの開設等によって高めたこと
- ・WFO、ICOMOS、WIPO、IPOL との連携を深めたこと
- ・Network の助成プログラムを通じて、若い会員や発展途上国からの代表へのイコム活動への参加の促進、地域連盟活動の充実を図ったこと
- ・事務局の再編成、運営費の低減、事務所の確保をおこなったこと

また、収入役の Nancy Hushion 氏からは、2007～2010 年の会計について補足報告がなされた。

- ・フランス国内法の規定に則り、執行委員会、会計・資産委員会の指導の下、事務総長の透明性・説明責任（Transparency and Accountability）の確保の原則により予算執行がなされたこと
- ・ユーロ・アメリカドルの通貨の二本立てからユーロに一本化することにより、為替レートの変動による損失を免れることができ、準備基金（Reserve Funds）を 780,000 ユーロにすることことができたこと
- ・会費収入を 2008～2010 年の戦略計画にリンクして支出したこと

Alinssandra Cummins 会長から、115～117 回執行委員会の会議の状況について、議事録に基づき報告がなされた。

これに関連して、イタリーの委員から議事録は会議終了後 1 か月以内に示されるべきとの意見が出され、会長から、だされた結論を中心に website を活用してそのように努めたい旨の回答がなされた。

決議委員会委員長の Robert Spickler 氏から、同委員会の役割とこれまで出された決議提案について説明がなされた。

- ・10 月 18 日の提出期限までに出された提案が 11 件、その後出されたものが 8 件あること
- ・本委員会の役割は、出された提案の狙いを尊重しつつ全体にまとめる（coordinate and facilitate）ことにあり、そのため、提案の趣旨の聴取を含め大会参加者の意見を聞くため、11 月 10 日の午後に Open Forum を開くので、多数が出席されたいこと

事務局から、執行委員、同会長、同副会長、収入役の選挙は、電子投票により、11月7～8日の間に候補者リストに基づいてなされるべきこと、結果は会期最終日に示されること及び投票方法について説明があった。また、諮問委員会の委員長は、現委員長の Knut Wik 氏のみが立候補しており、同氏の所信表明がなされた後、電子投票により信任投票の形で行われた。

Anfruns 事務総長から、2010 年予算と年末見通しについて説明がなされた。

- ・6%の会員数の増加がなされたこと
- ・会費を国民所得に対応したものに改めたこと
- ・入札制度を活用するなどにより経費の節減を行ったこと
- ・上海 EXPO に同事務局の支援を受けイコムのパビリオンを開設したこと

質疑に関連して次の説明がなされた。

- ・プロジェクトに関する補助は、フランス政府、EU、UNESCO から受けていること
- ・最適化に当たっては、効率化とサービスの質の維持のバランスに意を用いていること
- ・コンサルティング・法的・会計上のサービスをより多く受けるようにしたこと
- ・翻訳のコストを、職員の多国籍化、語学学校との協力により節減を図ったこと

Hushion 収入役から、2011 年の予算について説明がなされた。

- ・博物館危機対応、盜難文化財リスト (Red List)、e-learning 等のプログラムを重視すること
- ・Network 補助事業を重視すること
- ・会費について更なる調整を行ったこと

Anfruns 事務総長から、補足して次の説明がなされた。

- ・新事務所取得のために、Reserve Fund から 400,000 ヨーロを充てたこと
- ・国際委員会への支出を重視していること

イコム会員の新しいデータベースのプレゼンテーションがおこなわれた。

2008～2010 年の戦略計画の評価については、Anfruns 事務総長から評価の質問表に記入して、e-mail で 2 月 1 日までに送るようにとの要請がなされた。また、2011～2013 年の戦略計画策定委員会については、2011 年 6 月までに設置する旨の説明がなされた。

2010 年の Network 助成プログラムについては、国内委員会、国際委員会、地域連盟から出された 21 のプロジェクトに対して補助を行ったこと、また、22 回総会参加への補助については、15 箇国各 1 名に対して行った旨の説明が、審査を担当した Peer Jury から報告があった。

諮問委員会委員長信任投票の結果、多數をもって承認された旨の発表がなされ、Kunt Wik (ノルウェー) 氏の再任挨拶の後閉会した。

II 開会式及び基調講演

11 月 8 日午前 9 時から、大会及び総会の開会式が開かれ、Song Xinchao イコム 2010 組織委員会委員長、ロシア文化副大臣、Cummins イコム会長から、それぞれ歓迎の挨拶がなされた。

その後、Amareswar Galla (オーストラリア) 及び Kidong Bae (韓国) 両氏の司会の下、基調講演に入った。

メキシコ国立自治大学人類学教授の Lourdes Arizpe 氏は、「記憶、尊敬、革新、どの博物館が」の演題の下に、これからは、人々は、持続可能な世界を作り出すために、生き方について無数の実験を積み重ねていくであろう。博物館は、この持続可能な実践を見つけるための礎を提供しなければならない。それは、行動に必要な科学的知識、庶民の集団への連帯と尊敬に導く記憶、革新を醸成する多様性と選択との対比にあるとしている。

このため博物館は、無形文化財を扱うにあたって、その独自性と普遍性の追求、相互の意思疎通・対話により、未来へと繋がっていくようにしなければならない。そして、絶えざる革新の場でなければならないとしている。

上海市文化遺産管理委員会副委員長、上海博物館学芸員・研究員で上海万博の助言者・テーマ設定総括マネージャーを務めた Chen Xiejun 氏からは「社会的調和に寄与する博物館経営」の演題のもとに講演がなされた。

氏は、調和とは、対話を促進し、人々の心と心をつなぎ、社会的調和と自然との調和との間のバランスをとることにあり、関連する全ての要素をいかにつなげていくかにあるとしている。

そして、博物館経営においては、人々に対して注意を払い気を遣うことを第一義とすべきで、展示と来館者に同程度の配慮をし、単なる過去の追憶でなく社会が必要とするもの

を展示し未来につなげるよう努めるべきであるとしている。その例として、上海万博の上海市展示場では、より良き市—より良き生活（Better city-Better life）のテーマの下に未来志向的な展示を行ったことを紹介した。

現代アフリカ芸術誌の創設者であり編集者で、ニューヨークにある国際写真センターの副学芸部長である Okui Enwezor 氏からは、「中心から離れた：近代性と植民地時代後の両面価値（Off-Centered: Modernity and Postcolonial Ambivalence）」の演題で講演がなされた。氏からは、15世紀半ばにヨーロッパに発した近代性がその後ヨーロッパ以外の世界に、小さいあるいは模倣の近代性の形で輸出され、現代では、近代化を超える言葉となり、その現象が中国や韓国に見られるとしている。

欧洲委員会の文化・遺産、青少年、スポーツ局長で、同委員会の白書、差別に対して主張することを勧める「異文化間の対話」の責任者である Gabriella-Battanini-Dragoni 氏からは、「欧洲、博物館と多文化的行動」の演題で講演がなされた。

氏は、植民地時代を経て現在多くの移民を受け入れている欧洲の博物館は、移民を含めた民族の文化的記憶を収集した、相互に学ぶ、対話の場であるべきであるとし、そのためには、収集物について、それを生み出した民族固有の視野と全世界的観点から、植民地時代の観念を引きずったこれまでの収集物の解釈を改めるべきであるとする。そして、小さな個人や町の地域博物館から都市の博物館、国立博物館の間の連携により、それを実現していくことを説いている。

敦煌中国アカデミー学芸員・研究員で文化歴史中央研究所の研究員の Fan Jinshi 氏からは、「文化遺産の保全とその調和的発展の追究—敦煌莫高窟についてのケーススタディー」の題目で講演がなされた。

氏は、亀裂、風、砂によって崩落に瀕していた莫高窟を、伝統的と科学的の両手法を使って数十年にわたって復旧に努め、現在は、恒久的保存を目指していること、その一助としてセンサーを用いた監視と観光による影響測定を行っていること、またデジタル技術を用いた記録を行っていること、法律に基づいた保存と観光への配慮に意を用いていること、そのため、ローテーションによる観覧、観光客への啓蒙、観光の繁閑による入場料の調整、ガイドへの研修を行っていることの説明があった。

イコムの元会長であり、アフリカ北西部のマリ共和国の文化局長、大臣、更に大統領を務めた Alpha Oumar Konoare 氏からは、「より広い局面を包含する博物館」の題目で講演

がなされた。

氏は、博物館の教育的役割が変化してきたとして、パリの発見の宮殿、サンフランシスコのエクスプロラトリウム、民学族的アプローチを志向したシカゴのメキシコ美術博物館、ケベックの文明博物館を挙げ、多様性の博物館という新しい博物館学の概念がはじまっているとしている。そして、社会的調和とは、政治的・社会的違いを相互に許容し、尊敬したい、画一化を排除することにあるとし、このために博物館は、異なった視野からの思考ができるようにし、また若い世代との接触に努めるべきであるとしている。

III アジア・太平洋地域連盟（ASPAC）

アジア・太平洋地域連盟の総会が 11 月 8 日に、委員長 Inkyung Chang (韓国) 司会の下に開かれた。

はじめに、2009 年 12 月に開催された、ICOM-ASPAC 日本会議の状況について、近藤イコム日本委員長からの導入説明の後、実行委員会委員長の水嶋常盤大学大学院教授から概要説明がなされた。ついで、文化庁美術学芸課の栗原課長から「国際化時代における日本の戦略」と題する発表があった。

次に、アジア・ヨーロッパ博物館ネットワーク (ASEMUS) の website を活用した傑作作品のバーチャル・コレクション (VCM) の展示について、現在 100 以上の博物館が各館の 25 の傑作を表示しており、これには韓国の中央博物館の寄与が大きいとの説明が、VCM の責任者からなされた。これに関連して、中国も 9 博物館が協力している旨の説明が中国博物館協会のデジタル担当責任者からあった。

主たる議題である ASPAC 執行委員会の選挙で、辞意を表明していた Inkyung Chang 委員長の後任として、イコム中国委員会委員長である Zhang Bai 氏が選任された。委員としては、アゼルバイジャン、バングラデッシュ、iran、韓国、マレーシア、シンガポールの代表が選出された。

IV 管理運営国際委員会 (INTERCOM)

管理運営国際委員会が 11 月 9 日午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで、「中立的な場かそれともキャンペーンを張る場か」と言う挑戦的なテーマで開かれた。

そのテーマのワークショップの前に、中国政府の博物館担当責任者である单霽翔氏から、中国の博物館の現況について説明があった。

氏は、現在中国には、3,000 の博物館があり、そのうち 2,300 が文物系の博物館である

こと、そして北京にも内蒙古にも新しい博物館ができるなど拡張期にあること、しかしながら質を向上させ、社会の変化に対応していく必要があること、その基礎をなす研究の推進と人材養成のための国際センターを中国に設立する必要があること、人々の間にある文化的な亀裂を修復するために博物館の入館料を無料にして国民の文化への意識を高める努力をしていることが述べられた。

英国の国際コンサルタントである Carol Scott 氏は、テーマに関連して、「価値観がぶつかり合うとき、論争の素材とその場」という題で、コレクションの正当な所有者とその返還、遺体や性的なものの取り扱い、社会的な亀裂をもたらしているもの、新たに出現している未解決の問題などを例を挙げ、博物館は、それらの課題について協同して論議できる場となるべきだとしている。

アフリカ系アメリカ人の歴史と文化博物館の創設館長である Lonnie G. Bunch 氏は、「意味、熟慮、希望」という題で、同館はアメリカを形作ってきたアフリカ系アメリカ人の位置づけについて再考慮し、世界的視野から捉えなおす目的で設置されたと述べ、奴隸制度、差別などの過去の暗黒の面を避けずに取り上げ、国民としての主体性を確立しつつ、和解に繋がることを期していると述べている。

リバプール博物館館長の David Flemming 氏は、「境界を広げる一国際奴隸博物館を設立する」の題で、同博物館がリバプールに設置されたのは、同市が大西洋をまたぐ最大の奴隸輸出港で、アメリカ大陸やカリブ海島嶼におけるプランテーション栽培や産業の発展に与ってきたからであるとする。それ以降の 300 年にわたる黒人に対する虐待が白人至上主義の人種差別を生み出し、今なお続いている。他方、これら黒人奴隸とその子孫が生み出した、アフリカに由来し、ヨーロッパや土着のアメリカの伝統と融合した文化が世界中に見られると述べる。そして、リバプール博物館は、黒人について、また、それに対する人権侵害について積極的に発言することを目指していると述べる。更に、ホロコースト博物館や集団殺戮を探り上げているカンボジア博物館など、人権問題を扱う博物館の連合である Federation of International Human Rights Museums (FIHRM) を立ち上げていると述べている。

アメリカ連邦政府の博物館・図書館に対する援助機関である Institute of Museum and Library Services の副機構長である Marsha Semmel 氏から、その機能について説明があった。

- ・同機構は、17,500 ある博物館と 123,000 ある図書館を対象として、毎年、13,000 の申請を受け、その 3 分の 1 に対し補助を行っており、審査は同僚評価（Peer Review）を特徴とすること
- ・21st Century Skills Report という、社会的要請に対応し、対立する意見を安全に議論できる場作りを意識した、自己評価の道具を website 上に作成したこと
- ・助成にあたっては、人種・偏見、地球規模の気候変動、現代の移民の 3 テーマを探り上げていること
- ・人種については、ミネソタ科学博物館の展示「我々はそんなに違っているのか」の例、移民については、移民の歴史を扱っている 12 の博物館による「国際的な良心による和解の場」のプロジェクト、カナダを含むに New England の 5 水族館による地球的規模の温暖化のプロジェクトの紹介があった。

メキシコの Torreou 地方の Arocena 博物館長 Rosario Ramos 館長から、「文化的多様性の博物館」の題で、先史時代、ヒスパニック化まで、1521 年コルテス侵攻による植民地化、1810 年メキシコ独立、1910 年のメキシコ革命後に分けて、それぞれの特色を示した展示についての説明がなされた。

11 月 10 日 9 時 45 分からは、「社会的調和のための博物館—新しい博物館経営へのチャレンジ」のテーマのもとに会議が進められた。

はじめに、オーストラリア博物館長 Frank Howarth 氏と Wollongong 大学教授 Peter Eklund 氏から、「博物館のコレクションとそれを生み出した地域社会とを繋げる—太平洋バーチャル・プロジェクト」の題で、同館の所有する太平洋地域のコレクション 60,000 点の中から、似た特性を持つが異なる地域のいろいろな材料や技術を用いて作られた代表的なもの 427 点を選んで、写真と説明文をつけて website 上に載せ、それを地域社会に見てもらい、その正誤や補足説明を得ることにより、適確な情報を得る試みの説明がなされた。

次いで、オランダ TwentseWelle 博物館総合マネージャー Kees van der Meiden 及びオペラ・アムステルダムの共同監督 Frans Bevers の両氏から、「TwentseWelle—ケーススタディー」の題で、Enschede 市で火薬庫の爆発でおきた大火災から、いかにこれまであった 3 博物館が、それぞれの学芸員の意見の違いを乗り越えて新しい博物館を建設することができたかの説明がなされた。

それには、展示物をその解説とともに暦年的系列で横断的に示し、特定の時代の転機を視覚的なインсталレーションの手法で垂直的に示し、更に、時間、エネルギー、宗教などの抽象的な要素をインタラクティブなインсталレーションの手法で示すデザインを呈示することでなしえた。そして、経営面では、収入を生み出す商業的企業家精神と社会統合や教育プログラムなどの社会的企業家精神によって行うように努めているとの説明があつた。

引き続き、ロシア、ノルウェー、オランダの博物館経営に関する内外の状況について説明があった。

はじめに、ロシアのサンクトペテルブルグの海軍中央博物館の PR マネージャーの Ekaterina Zakrevskaya 氏からは、「転換期における博物館経営一問題とその解決法を求めて」という題で、政府は関心のあるプロジェクトにのみ経費を出し、基本的には募金と商業的収入に依存せざるを得ない仕組みになったこと、しかし数年しか経っておらず、この変化に対応できる、博物館について理解のある優れた経営スタッフを見つけることが困難なこと、ネットワークを構築し、理論付けするための組織を作っていく必要性が述べられた。

ノルウェーの文書館、図書館、博物館当局の上級助言者の Espen Hernes 氏からは、「2002～2010 年の博物館改革」の題で、中央省庁直接支援の博物館の大幅削減、地方政府と地域社会との共同支援の博物館の仕組みの創出などの改革の説明があった。

デンマークの Aarhus ビジネス・スクールの企業コミュニケーション ASB センターの Finn Frandsen と Winni Johansen の両氏から「オランダ博物館バローメータ」の題で説明がなされた。

現在、国立館 7、地域政府と国の共管 20 館、地方政府の所管 96 館があり、博物館の広域統合により、専門的経営知識が必要になってきていくこと、2009～2011 年にかけて全国利用者調査を行い、全体の 3 分の 1 が博物館を利用しており、非利用者の調査を行ったこと、博物館が今後とも維持されていくためには新しいビジョンが必要なことが述べられた。

V 決議草案作成のためのオープンフォーラム

10月10日の午後2時から、決議草案作成のためのオープンフォーラムが決議起草委員会主催ののもとに開催された。私も同委員会の委員として参加した。

はじめに同委員会委員長 Robert Spencer 氏から、決議に対する提案として、23件がだされており、各提案者から趣旨を聞き取り、委員会としての意見を述べながら、共通理解を得るように努めたいこと、決議案の構成として、イコムや今回の総会の目的を述べた前文及び提案された決議案を必要に応じて書き直し、大きな括りにまとめた本文よりなること、前文作成に当たっては、イコム倫理委員会、オランダ、南アフリカ、中国の国内委員会から共同提案された「社会的調和のための博物館に関する上海宣言」案が参考になることの趣旨説明の後、会議に入った。

提案者の大部分が出席し、提案理由を述べ、委員会との合意形成がなされたが、なされない提案については、会長、事務総長の意見を聴きながら更に調整をはかることになった。また、欠席した提案者については、Spencer 委員長が接触することとした。

その上で、会長、事務総長、法律顧問とも調整を図りながら、委員会として決議案をまとめた。

VI 第25回総会

第25回総会が、11月12日午前9時から Cummins 会長が議長を務め開催された。

2009年6月の総会議事録承認の後、次のような会長報告がなされた。

- ・会員が増加したこと
- ・イコムニュースの改定、ニュースレターの充実を図ったこと
- ・IFLA、ICOMOSとの連携を強化したこと
- ・国際博物館の日の行事に参加した国内委員会が96に達したこと
- ・上海EXPOに出展したこと
- ・事務局の再編成を行い、経費の削減、サービスの増加をしたこと
- ・事務局の建物を購入したこと

2009年の会計について法定監査役 Fransoia Bensa 氏からなされた監査報告が提示され、Hushion 収入役から、2008年の赤字から 2009年の41,649ユーロの黒字に転じたこと、会費収入が増加したこと、会員データベースのプロバイダーとの間の経費負担の問題を有利に解決できたこと、経費の節減に努めたこと、との補足説明があり了承された。

2010～15年にわたる法定監査役候補として、Bossard Ganard 氏が呈示され、承認された。

2010年の会費を一部修正した 2011～12年改定案が示され、若干反対・棄権者がいたが承認された。

決議委員会が作成した決議案について、同委員会委員長から、提案されたものについて、書き直し、統合、再編成の三つの改定を行ったこと、具体的には、A から H までの 8 テーマ、15 項目は、この総会で決議すべき項目、I のテーマに括られた 6 項目は、執行委員会で検討することを付託すべきもので構成していることの導入説明があって、決議すべき各項目について、委員長から説明を受け、審議の後電子投票を行った。また、I の 6 項目は一括して投票に付され、了承された。

各テーマは次のとおりである。

- A : 調和的な社会発展のための博物館
- B : 文化的多様性
- C : 遺産の価値を唱導する
- D : 保存
- E : 研修と専門能力の育成
- F : 運営方針と内部規則
- G : 国際委員会の役割と影響力
- H : イコムのプログラム
- I : 執行委員会で検討することを付託すべき項目

15 項目のうち 13 項目及び I の 6 項目は、若干の反対や棄権があり、一部に修正を受けたものの多数で可決された。

なお、テーマ F の項目 13 の「イコムの内部規則と規制：近年執行委員会で採択された内部規則と規制は、諮問委員会と総会で論議され、改定され、承認されるまで効力を有しないこと」（個人の権利を保護する憲章に反するので）の決議案は、会長の挙げる次の理由で採択に付されなかった。

- ・一度規約に沿って採択された執行委員会の決定は、覆すことはできないこと
- ・総会は、規約 25 条（方針と手続きの規則）に反する決議を採択することができないこと

また、テーマ F の項目 11、「イコム内の情報と意見の流通（ICOM-L をイコムと博物館

界にかかる全ての事項についての自由で開かれたメーリングリストとして維持する)」提案は採択されたが、会長から次の留保が付された。

- ・個人のデータの適法な利用：同意した会員についてのみ、自己の交信によって生じた情報の流通がなされること
- ・フォーラム内にモデレーターを置き、差別的なコメント、中傷的発言などがない議論の適法性やイコムの目的への適合性を担保する必要があること

なお、Iに属する次の6項目の、執行委員会における検討結果は、次の2012年6月の総会に報告されることで了承された。

- ・中国における博物館研究国際センターの創設（中国、アジア・太平洋その他の地域における博物館の急速な増加に対応する職員の資質向上の機能を含む）
- ・各国イコム委員会の法的位置づけへのイコムの働きかけ（とくにラテンアメリカ・カリブ海諸国について）
- ・南アフリカ地域連盟の確立
- ・ラテンアメリカ及びアフリカにおける戦略的地域連盟の育成
- ・アラブ及びアフリカなど発展途上国における無形文化財保持のための基金の創設
- ・アラビア語のイコム公用語化

第23回大会と第28回総会を2013年にリオデジャネイロで開催することが承認された。また、事務総長から、第26回総会は、パリで開催され、日程は今後決められると述べられた。

2010～13年の執行委員会選挙の結果が発表され、会長に Hans-Martin Hinz（ドイツ）氏、副会長に George Abungu（ケニア）、Tereza Scheiner（ブラジル）の両氏、収入役に Dominique Ferriot（フランス）が選ばれた。同時にその他の執行委員11名も選ばれた。

新会長から、博物館以外の世界、一般大衆、代表されていない会員にもっと注意を注ぐ旨の就任挨拶がなされ、その後、前会長から離任の挨拶がなされ、総会が閉じられた。

VI 閉会式

11月12日12時30分から大会の閉会式が行われ、Jacques Chirac前フランス大統領の演説の後、イコムの旗が中国代表からブラジル代表に手渡され、23回大会は、2013年6月の第2週から始まるとの発表がなされた。

VII 第 74 回諮問委員会

11月12日午後1時から第74回諮問委員会が開催された。

はじめに同委員会の副委員長の選挙が行われ、エクアドル、ガーナ、ロシアからの3候補者について、電子投票が行われ、ガーナのKwame Sarpong氏が選ばれた。

次いで、韓国の国立民族博物館が中心となって進めている国際学術誌「無形文化財(Intangible Heritage)」の2010年版・第5巻の編集・出版状況の説明が編集長Amaresella Galla氏からあり、2,000部作成して、イコムおよび関連研究機関に配布したこと、また、websiteに載せて誰でもアクセスできるようにしているとの報告があった。

2012年の国際博物館の日のテーマについて論議がなされ、「変化する世界における博物館(Museums in a changing world)」とすることが採択された。

事務総長から、次回は、パリで来年の6月を予定している旨の予告があり、会が閉じられた。

(2) 国際委員会報告

① ICOM 上海大会報告—CECA における活動など—

小島道裕（国立歴史民俗博物館）

筆者が ICOM 大会に参加するのは、2004 年のソウル大会以来、6 年ぶり二度目である。前回は、日本の博物館教育についての報告を求められて、CECA<教育と文化活動国際委員会>において発表を行なったため、今回も国際委員会では全日程 CECA に参加した。

今回の CECA については、本報告書で河野哲郎氏が詳しく報告しているが、筆者の感想としても、個別の発表は普遍性がなく、普遍性のある発表は新鮮味がない、という印象で、やはりやや低調であったと思う。日本からの報告者であった太田歩氏は筆者の同僚であるため、内輪褒めになってしまふのだが、河野氏も述べているように全体の中でも特に好評だったと言え、ある委員は“Fantastic”と評していた。これは、ひとり太田氏のみならず、日本の博物館教育全体が盛んになり、国際的にも高い水準にあることを示していると言えるが、課題は、やはり国際的な交流、特に日本からの発信や貢献が不足していることであろう。

この点で、今回前進があつたことを少し詳しく報告しておきたい。

今回 CECA の総会も開催され、各地域からの活動報告も披露されたが、アジア・太平洋地域からは、地域コーディネーターのいる韓国に関する報告しかなく、地域としての連絡や交流が行なわれていないことは明らかだった。これまでのコーディネーターは、当日は欠席されていたが、釜山市立博物館のアン・クアンスン氏であり、ソウル大会の際には CECA の中心となり、筆者も同氏のお誘いで参加した次第で、その活動は高く評価されるのだが、その後の地域的な交流は十分進んでおらず、また同氏も博物館を引退してコーディネーターの役も降りられるとのことだったので、日本から参加していた 4 名が協議し、今回の発表者でもあつた太田歩氏を次期の地域コーディネーターに文書で推薦した。

新しく選出された役員会では、この提案は歓迎されたが、新委員長のナルディ氏からのその後の連絡によれば、早急に次期コーディネーターを決めるよりも、まず国ごとのナショナル・コレスポンデント（窓口役）を作る方が先、という判断になった由で、太田氏は当面日本のナショナル・コレスポンデントとして活動することになった。たしかに、国ごとのまとまりや連絡窓口がしっかりとしていかなければ、地域内の交流も覚束ないので、CECA 本部としてそこに責任を持つ姿勢を見せてくれたことは、前向きな判断と言えよう。

太田氏は、アジア太平洋地域の各国と連絡を図る一方、国内の ICOM 会員で CECA に

関わる方々と連絡を取って、国内での組織作りが進められている。近い将来の目標としては、アジア・太平洋地域での CECA 集会をまず日本で開催し、それをさらに定期的な集りとして、主要な国の持ち回りで開催していくことであろう。そのように、博物館教育といった特定の分野で、身近な国際交流を重ねていくことが、日本の博物館界を国際的に開いていく上で最も効果的な方法ではないかと思われる。日本で行なわれている多くのすぐれた実践も知られるであろうし、韓国・中国・台湾などの文化的に近い国々や、オーストラリア・ニュージーランドなどの、メディアや先住民問題などの先進的な取り組みを行なっている国々との交流は、相互に刺激となるものと期待される。

今回の CECA 集会に戻ると、口頭での発表の他に、ポスターセッションも行なわれた。数は数点にとどまっていたが、ポスターの前に担当者が立っていれば、かなり長時間にわたって実質的なプレゼンテーションや交流を行なうこともでき、比較的手軽な発信方法として有効であると思われた。個人的なことだが、ソウル大会で口頭発表をされたドイツの方が、今回はポスター発表をされていたので、前回の発表時にはお話しする機会がなかつたコメントを述べ、6年を経て意見交換を行なうことができたのは、うれしい体験だった。

この他、最終日の ICOM 総会では、日本委員会の代議員として出席した。(代議員は、個人会員の参加者の中から適宜選んでいるとのことで、「委員長指名」ということになると思われるが、これについては明文の規定がないようなので、整備した方が良いと思われる。) 執行委員会からの提案について逐一電子投票を行なったが、やや疑問に思ったのは、「中国に博物館研究センターを建設する」という件などを含む、一括して執行委員会に諮問するとされた項目で、可決はされたものの、やはり「棄権」が目立って多かった。私見では、中身がよく分からぬハードとしてのセンター建設よりも、ソフト事業として、たとえば、各国で行なわれている研修事業を国際的に解放して周知し、希望者が参加できるようにする、具体的に言えば、日本で行なわれる博物館関係の研修にアジアなどの他国からも参加可能にする、といった取り組みの方が有益であろうと思われた。

最後に次期 ICOM 役員の選挙が行なわれ、会長にはドイツ歴史博物館のヒンツ氏が当選した。ドイツ歴史博物館は筆者の所属館である国立歴史民俗博物館と交流があり、筆者も訪問したことがあるが、その展示は、ドイツ史というより、ほとんどヨーロッパ史の趣で、「EU 的なドイツ」のあり方を示そうとする姿勢が顕著である。また、中国とも旧ドイツ領の青島についての展示を行なった実績があるとのことで、このような博物館としての真摯な国際交流の姿勢が、同氏の当選につながったものと思われる。この点日本も学ぶことが多いと言えよう。

(こじま・みちひろ)

② 貨幣・銀行博物館国際委員会（ICOMON）上海年次会合の模様

— Money Museums and its Cultural Contribution

日本銀行金融研究所貨幣博物館企画役 藤井典子

1. 会合の全体的印象

貨幣・銀行博物館国際委員会（以下、ICOMON: International Committee for Money and Banking Museums）には、各国の国公立・私立の博物館で貨幣コレクションを所蔵している部門や、中央銀行が運営する博物館の関係者が参加している。毎年度会合を催し、所蔵貨幣等の保存や研究、運営管理について情報交換を行っている。上海万博センターにおいて行われた平成 22（2010）年度の年次会合には例年より約 4 割増の 100 人余が参加し、うち 7 割近くを中国の参加者が占めた。これは、アレンジの中心となった中国人民銀行錢幣博物館が全土の博物館・研究者に呼び掛けて ICOMON China を組成した準備体制を反映したものと思われる。日本からは筆者を含め 2 名が参加し、発表を行った（後述）。

ICOM 大会の全体テーマが “Museums for Social Harmony” とされたことを受け、ICOMON では “Money Museums and its Cultural Contribution” との論題を設定した。22 件の発表のうち 13 件が中国からの貨幣史研究に関するものであった。3 年前のウイーン会合においては、中国古代貨幣に焦点を当てた発表がなされたが、今会合では金属貨幣に留まらず、12 世紀南宋以降の紙幣や、19 世紀後期の上海における近代的金融街の成立など、幅広いテーマが取り上げられた。上海の金融史を紹介する中国工商銀行・銀行博物館の見学も盛り込むことで、従来、古代・中世の金属貨幣が議論の主な対象とされてきたことに対し、近現代の貨・紙幣や銀行史に至るまで検討の視野に入る姿勢を示していた。

各国からの参加者の発表では、会合のテーマとされた “Social Harmony” “Cultural Contribution” を念頭に置き、①自国の貨幣と他国の貨幣の形態等を比較しながら、そこに反映された経済・文化的な国際交流の歴史を示そうとするもの、②学校の生徒たちの見学への応対や教育プログラムなど、教育に果たす社会的な貢献の重要性を示すもの、③保存科学等、関連する研究分野との学際的な連携によって運営管理の改善を図る必要性を示すもの、など様々な視点が提示された。ヨーロッパからの発表件数は少なかったが、運営方針の見直しや所蔵品の保存環境の改善に取り組む事例報告がなされ、博物館が直面する課題について各国が問題意識を共有する機会となった。

2. 主な発表の内容

●中国人民銀行錢幣博物館館長（兼 中国錢幣学会会長）・Huang Xiquan

基調講演を兼ね、中国人民銀行錢幣博物館の果たす役割について述べた。同館は、1992

年に設立され、稀少な中国貨幣も所蔵・保存している。中央銀行の博物館として広報機能を果たすとともに、全土に6万人の会員を擁する錢幣学会を纏め貨幣史研究の拠点となっている。ここ数年、日本を初めとするアジアの中央銀行の博物館などを訪問し意見交換を進めてきたが、ICOMON 上海会合を機に世界各国と連携を進めていく方針を明らかにした。

●日本銀行金融研究所貨幣博物館・藤井典子

日本銀行金融研究所貨幣博物館の所蔵品は、日本貨幣のコレクションとしては世界最大のものであるが、中世に「渡来錢」(宋・明代の中国錢貨)が日本国内で広く流通していた等の歴史的な経緯があったことを反映し、アジア各地の貨幣も多く含まれる。(i)これらのコレクションを保存・研究・展示する活動の概要を紹介し、(ii)日本の錢貨鑄造(8世紀から19世紀後半)について、古代に中国の貨幣制度や技術を導入した後、東アジア等との交易関係等の変化を背景として変遷した経緯を、錢貨の形態や錢文を画像で比較しながら概説した。フロアの質問は素材にも及び、銅鉱山の所在や産出状況など、貨幣が製造された時期の社会的背景についても関心を持っている様相が窺われた。

●中國人民銀行錢幣博物館・Wang Yongsheng

アジア各国の貨紙幣の形態や文様、記載文字に着目し、中国との経済的・文化的な交流が反映されていることを東・中央・西南アジアに分けて提示した。

(i) 東アジアの錢貨は、「円形方孔」の形態をとり、漢字の錢文を鋳付けた点で類似性がみられる(日本・韓国・ベトナムが典型的)が、東南アジアでは漢字以外の文字や馴染みやすいデザインを取り入れる(インドネシア・マレーシア・タイ)ことで、自国文化との融合を図る場合も散見されたこと、(ii) 中央アジア地域の貨幣のデザイン等には、ローマの貨幣との類似性がみられ、シルクロードを通じたローマ文化との交流が反映されていること、(iii) 中国・元の統治の下でその印刷技術を導入したイランの紙幣では、元の紙幣の形態や記載文字・文様との類似性がみられること、を貨紙幣の画像を用いて示した。

●中国錢幣学会・Liu Jianmin

山東省にある金(1115~1234年)代の古墳の壁画において、錢を束ねた錢さしを持った商人の姿や、銅錢と紙幣を交換する様子が描かれている場面があることを紹介した。壁画が作成された12世紀末の中国では、銅錢と紙幣が併用され、その兌換を担う金融機関が発展していたことの証左であるとした。

●杭州南宋錢幣博物館館長・Tu Yanzhi

1981年代の発掘調査で出土した南宋(1127~1279年)時代の紙幣「閩子」の原版(8塊)をもとに、製造工程(紙漉・原版彫刻・印刷の3工程)を調査し、20年がかりで復元したことを報告した(国際会合で発表したのは初めて)。ヨーロッパより早くに中国で紙幣

製造が本格化した背景として、宋の時代の市場経済の発達とともに、紙の大量生産を可能とする製紙技術や、水性のインクを用いた多色摺り技術等の進展も要因の一つであるとした。

●独立行政法人印刷局 お札と切手の博物館・植村峻

貨幣・紙幣の製造を担う機関が運営する造幣博物館（大阪）と印刷局博物館（東京）が連携し、夏休みの子供向けの教育プログラムを、地方で実施している模様を紹介した。パネルによる出張展示を行うとともに、紙漉きや凹版印刷等の体験コーナーを設け、博物館担当者が出向いて子供たちと対話することで、貨幣や銀行券の素材や技術について体感してもらいながら理解を深めていくことを意図していると説明した。体験コーナーで作った紙がフロアに披露されたところ、手にとって見入る人が多かった。

●ウィーン美術史博物館・Martina Griesser

同館では、ハプスブルク家のコインキャビネットとして歴史的な価値が高い櫻材の容器を引き継いで収納してきたが、古代ギリシアの銅貨に白色の腐食（white corrosion）が生じる現象に直面した。同館の貨幣部門は保存科学部門と連携し、対象銅貨を、走査型電子顕微鏡を用いたX線分析やX線透過撮影・中性子線透過撮影等の手法で非破壊分析した。品位の低い銅貨に含まれる鉛分の腐食による進行性の劣化が確認でき、その原因が、棚の櫻材から出る酸性汚染物質（acidic pollutants）にあったため、ステンレススチール製の棚と整理箱を導入し、窒素ガスの充填等により酸素濃度を下げる措置をとった事例を報告した。同様の事象に悩むヨーロッパの博物館から実施経緯に関する質問が寄せられた。

ICOMON 上海会合は、アジアから本格的に情報発信する機会となつた点で、従来ヨーロッパのコインを議論の対象としがちだった参加者が新たな知見を得る場となつたといえる。この会合で醸成された関心事を土台に、各国の参加者が互いの類似点・相違点を認識しながら情報を交換し、議論を深めていくことが期待される。

（ふじい・のりこ）

③ 「負の遺産」に宿る想像力はナショナリズムを超える

立命館大学産業社会学部教授 東 自由里

1. はじめに

ユネスコは、アウシュビッツ・ビルケナウ強制収容所（ポーランド共和国）、ネルソン・マンデラ元大統領が収監されていたロビン島（南アフリカ共和国）、奴隸貿易の拠点となつたゴレ島（セネガル共和国）、そして広島の原爆ドームを「世界遺産」として登録している。これらはいずれも人類が忘れてはならない「負の遺産」である。悲惨な歴史的事件が起きた「記憶の場所」は、国境を越えて人類が共有すべき普遍的な価値をもち、二度と同じ事件が繰り返されないために保存していくことが重要だと考えられている。

平成 13（2001）年に設立された国際委員会 ICMEMO（International Committee of Memorial Museums in Remembrance of the Victims of Public Crimes 国家の犯罪による犠牲者追憶のための記念博物館国際委員会）も戦争、人種差別、独裁政治、排他的な国家政策などによって多くの犠牲者を生みだした歴史的な場所の記憶を保存することを重要と考えている。そのため犠牲者の追悼を兼ねるメモリアル・ミュージアムの役割は、伝統的な歴史博物館や政治家や文豪などとつながりが深い偉人記念館とは本質的に異なる。

平成 22（2010）年 9 月の ICMEMO 年次総会は、ナチス党幹部の本拠地として知られるヴェヴェルスブルク城博物館（ドイツ）で開催された。ICMEMO の歴史はまだ浅いため、会員数も少なかったが、今回の上海イコム総会の開催を控え、中国側の博物館関係者のイコム会員数が急増した。上海イコム総会の準備中、国によってメモリアル・ミュージアムの位置付けや、その運営方法などの違いが浮き彫りになり、博物館の存在意義が歪曲され、教育施設としての博物館の本来の役割が不透明になりつつあると危惧された。そこで今一度原点に戻るために、ヴェヴェルスブルク年次総会では ICMEMO 憲章策定ワーキンググループが立ち上げられた。私もそのワーキンググループの一員である。特にドイツでの年次総会と上海イコム総会の両会議に参加した会員たちの間では、ICMEMO 憲章を求める声がますます高まってきている。

ICMEMO 創設者たちは、常に国内外の政治的な動きに敏感になりながら、自分たちに課せられた役割と責任が重いことを意識している。メモリアル・ミュージアムは確かに犠牲者を追悼する場所ではあるが、より重要なことは、ここを訪れた人々が批判的思考力を鍛え、個人の独立した視点から歴史を捉える能力を養う場所となることである。つまり、犠牲者の経験をナショナリズムに都合よく利用させてはならないのである。

2. ICMEMO 分科会の発表

上海イコム総会で全員に配布された『中国文物報社』には、各分科会プログラムが記載されている。だが中国語、英語で記載された ICMEMO のプログラムには、中国側の博物館関係者による発表内容のみが記載されており、欧豪諸国の博物館代表の発表者氏名及び発表のタイトルは記載されていなかった。そこで本稿では、簡単に分科会のプログラム内容を紹介し、中国側の歴史博物館の位置付けと欧豪諸国博物館関係者による発表内容との相違点に触れることとする。

分科会は 2 日間にわたり、発表者は全員で 12 名であった。そのうち中国側の博物館関係者は 6 名で、その内訳は、南京大虐殺博物館、中国人民抗日戦争記念館、東北殉難記念館、満州国傳儀皇帝城博物館、重慶周辺の博物館・戦跡保存の事業に携わる関係者、上海ユダヤ避難民記念館の代表であった。残る発表者 6 名は、欧豪諸国からの参加者で、ユダヤ人避難民の歴史研究と博物館関係者で構成されていた。ザルツブルク大学ユダヤ文化歴史研究所、オーストラリア・ユダヤ博物館（メルボルン）、恐怖の地形博物館（ベルリン）、そしてプラハのユダヤ博物館、ICMEMO 委員長が所属するテレジン記念博物館（チェコ共和国）の代表者それぞれの発表が行われた。

中国側の発表は中国語で行われ（英語による同時通訳付き）、欧豪諸国側の発表は英語で行われた。優秀な同時通訳 2 人の活躍のおかげで、中国側の内容を理解することはそれほど困難ではなかったが、時間の制限で質疑応答の時間がカットされたため、一方的な発表に終わってしまった。

中国では、博物館にもランクが付けられており、分科会で紹介されたほとんどの博物館は、A ランク（トップクラス）に位置するという。どのような基準で A クラスと決定しているのかは明確ではないが、A クラスの博物館は、国家の威信をかけて、政府による文化政策の一環として、観光、外交、教育の分野において重要な位置付けがなされているという。発表者のそれぞれが、博物館の役割は「愛国心を育てることである」と明言していたのが印象的であった。それと同時に発表者らは上海イコム総会のテーマである「社会の調和」という表現を何度も繰り返し使用していた。しかし、私にはそれが「中国社会の秩序を維持する」ということと同義語であったように思えた。近年、政府によって博物館に新しく加えられた役割に、「科学と経済発展に寄与する」ということが挙げられていた。それをどのように歴史博物館で表現していくのかが課題であるという。例えば中国人民抗日戦争記念館の展示に、宇宙産業とロケットの打ち上げに関する展示があるのは、経済的発展に貢献する人材の育成を象徴しているという。このように分科会で紹介された中国の歴史博物館は、中国政府の文化政策と直結しており、展示に関する内容も運営方針も政治色が強い。

分科会を終え、ICMEMO 会員 15 名ほどで旧ユダヤ人租界（現在の上海の虹口区に位置し、日本人も多く住んでいた）に平成 20（2008）年に開館した上海ユダヤ人難民博物館を視察した。だが中国側からは、誰ひとり参加しなかった。この博物館においても、展示内容に「愛国心を育てる」ための工夫がそれなりにされていた。日本のシンドラーと呼ばれている杉原千畝領事の写真は小さく、ウイーン駐在中国領事の何鳳山の写真は、はるかに大きく掲げられていた。とはいえ、この場を借りて上海ユダヤ人難民博物館の館長をはじめ、館内で通訳を務めて下さった中国の人たちに感謝の意を表したい。

3. 終わりに

分科会の参加者は少なく見積もっても 200 名を下らなかったと思われる。そのほとんどは中国の歴史博物館関係者であり、年齢的には比較的若い層で占められていた。イコム総会は博物館の国際会議としては世界最大といわれている。しかし、分科会に出席した限りにおいては、今総会は国際交流というよりも、むしろ中国の博物館関係者向けの「研修」を兼ねた国内イベントの様相を呈していたといえよう。平成 19（2007）年にウイーンで開催されたイコム総会での分科会では活発な意見交換が行われていた。そのことを思い返すと今回の上海総会は対照的であった。

ICMEMO 国際委員会を立ち上げた会員たちはナチスの事件現場を「負の遺産」として保存しようと尽力してきた。ヨーロッパでは、冷戦終結後、多くの国々がこの問題を共有する努力を行ってきた。その輪はひろがり、欧州の強制収容所などの跡地に建てられた博物館、ゲルニカ平和資料館、南アフリカの人権問題を扱った歴史博物館、南米の独裁政治を語る博物館関係者たちが会員に加わった。そしてそのような努力が成熟段階に達している。「負の遺産」に宿る想像力がナショナリズムを超えたのだ。それに比べて、東アジア諸国は未成熟と言わざるをえない。日本では政治色を避けねばならないという“政治的判断”から、“現代史”を直視することを避けてきた。中国の戦争歴史博物館はナショナリズム高揚のための装置として利用されている。

（ひがし・じゅり）

④ ICOM 上海大会報告

桃山学院大学経営学部准教授 井上 敏

(1) はじめに

平成 22(2010)年 11月 7日から 12 日まで開催された ICOM 上海大会(テーマ: Museums for Social Harmony) に出席した。筆者がこのような国際大会に出席したのはローカルな会議を除けば 5 回目(2005 年 ICOMOS (International Council on Monuments and Sites 国際記念物遺跡会議) 西安大会、2007 年 ICOM ウィーン大会、2008 年 WAC (World Archaeological Congress 世界考古学会議) ダブリン大会、2008 年 ICOMOS ケベック大会) となる。この 5 回のうち、中国で開催された大会が 2 回を占め、ここ 5 年に限ってみてもこのように積極的に国際会議を招致し、国際的な存在感を示そうとする現在の中国の勢いがうかがえる。まさに勃興する中国である。

(2) 上海大会報告

さて、今回参加した ICOM 上海大会について報告する。筆者が ICOM の会員になって参加した大会もまだ 2 回目と出席経験も浅く、また各種委員会や様々な会合があるため、どれに参加すべきか、前回にしても今回にしても大いに悩んだ。結局、参加したのは自分の研究とも関係のある ICMAH (International Committee for Museums and Collections of Archaeology and History 考古学と歴史の博物館とコレクションの国際委員会) を中心に、日本委員会との関係から ASPAC (Asia & Pacific アジア太平洋地域機構) と CECA (Committee for Education and Cultural Action 教育と文化活動の国際委員会) の 3 つになった。またエクスカーションは杭州 B コースの浙江省博物館や国家湿地公園等を訪れるツアーに参加した。

本稿では①ICMAH と②それ以外の ASPAC と CECA の 2 つに分けて報告する。

① ICMAH

今回の ICMAH のテーマは「ORIGINAL -COPY-FAKE : ON THE SIGNIFICANCE OF THE OBJECT IN HISTORY AND ARCHAEOLOGY MUSEUMS」。考古・歴史系博物館におけるモノの意義について、「オリジナルと複製と贋作」をテーマに検討する内容であった。この古くて新しい課題について以下の 3 つのテーマに分けて発表が行われ、討議が行われた。尚、和訳は筆者が仮に行ったものである。

テーマ 1 : The copy as an exhibit: “representative” or “educational tool” ? (展示

としての複製：「典型」それとも「教育の道具」か？）

テーマ2：Loss of the “aura” of the original?（オリジナルのオーラの喪失？）

テーマ3：Archaeological displays of original versus copy（オリジナル対複製の考古学の展示）

討論の内容については噛みあって議論の発展に至るところまでにはいかなかった印象がぬぐえなかった上に、どうも意図のズレが各発表者のディスカッションとの間にはあったようで、文化の相互理解の難しさを感じた。しかし発表の中には様々な博物館活動における「オリジナルではないモノ」の使用例が紹介され、興味深かった。一方で発表の中には各国の新しい博物館の宣伝を含んだ部分もあり、かなり高度な技術を取り込んだ韓国や中国の、国威発揚的な博物館の例が紹介され、東アジア各国の新しい博物館の動きを見ることができ、大変勉強になった。

また国際会議では時に付き物であるとも思うが、プログラムに予定がなく、それを変更した上で某国のプレゼンテーションが突然割り込んで、予定にない発表を行い、参加者が唖然としたということも発生した。筆者は当初、織り込み済みなのかと思い、周りの出席者に訊ねてみたが、首を振るだけで困惑しているのが見て取れ、突然のことであることがよく判かった。結局、某国の政治的理由ということらしく、まさに国際会議ならではの出来事のようだった。

② ASPAC&CECA

ASPACについては平成21（2009）年12月に国立科学博物館で行われたASAPAC-JAPAN日本会議の報告が近藤信司氏、水嶋英治氏、栗原祐司氏によって行われた。特に最後の栗原氏の発表は諸外国ではあまり知られていない日本人のICOMとの関わりに関する情報から「ガラパゴス現象」、「草食系男子」や「国立館の独立行政法人化・予算削減」等、外国では理解しやすい日本のシンボル的なテーマや深刻な博物館の運営状況にまで触れられたため、日本以外の参加者にも興味深く聞くことができ、日本の存在感のうすさをフォローするという点で意味あるプレゼンテーションになったのではないかと思われる。

CECAでは太田歩氏が勤務先である国立歴史民俗博物館の、日本語を母国語としない見学者に向けての取り組みについての報告が行われた。これまでCECAの会合に参加してこなかった筆者も興味深く聞かせていただいた。発表の詳細については他の方が触れられていると思うので、そちらに譲りたい。

(3) まとめ – ICOMにおける日本の存在感のうすさ

今回の大会の内容を見てみると、上海万博の巨大な会議場を利用したハードのすごさに圧倒され、中国の勢いをさまざまと感じたものの、日本人の感覚としてはまだまだ大会の質の面からは荒さの残る大会であったように感じられた。この点で逆に日本人が ICOM にまだまだ貢献できる部分ではないかと思った。実際、韓国のキ・ド・ベ先生から日本的人的貢献の一層の必要性を指摘いただき、改めて大いに反省し、一方で日本が必要とされているという希望も持てた。また筆者個人の目から見ても日本人全体の参加者の中で博物館専門職、特に国立館ではない博物館の専門職一学芸員の参加の少なさが非常に気になった。日本でも博物館学関係の学会において、学芸員の参加が非常に少ないのは以前より気になっていたが、ICOM のウイーン大会、そして今回の上海大会ではその点について国際的な大会でも改めて感じた。勿論、筆者も日本国内の学芸員を取り巻く環境が非常に悪くなっていることは十分に承知している。特に昨今の公立博物館の指定管理者制度導入後は、学芸員は仕事にますます忙殺される状態であって、なかなか国際的な大会に参加するのが難しいことは分かっている。しかし、このような日本の学芸員の参加が少ないままでは、ただでさえうすい ICOM における日本の存在がますますうすれていく。さらに拍車をかけていく結果になることは必定である。そしてこの状況を考えた時に先人の鶴田総一郎先生の言葉が頭に浮かんだ。「日本の国内だけにしか通用しないような「日本博物館学」から一刻も早く脱皮してほしい」という言葉である。今の ICOM における日本は鶴田先生がこの言葉を書いた時と比べてどうであろうか。学芸員以外の日本からの参加人数は多少増えたものの、他の諸外国に比べれば、ICOM への貢献は相対的に非常に低下しているのではないか。それを強く感じた大会でもあった。

平成 22（2010）年は博物館の世界に限ったことではなく、中国の存在感を見せつけられた 1 年となつたが、まさに日出する国と日没する国が交錯した大会であった。日本が日出する国のままでいられるのか、日本が国際社会の中で沈みつつある今日、博物館の世界においても日（本）は没するのだろうか。これはひとえに学芸員の皆様の心意気にかかっているように思う。しかし学芸員の個人的努力にだけ頼るのもまたおかしいだろう。少なくとも学芸員の時間と経済的な負担が緩和され、積極的に国際的な会議に参加できる状況を日本国内で作りだしていく必要性を痛感した大会であった。

（いのうえ・さとし）

⑤ 上海の熱き日々 — ICOM 第 22 回上海大会に参加して

根津美術館学芸課長 白原由起子

朝、参加者は、市内のホテルから専用のバスに揺られ、閉幕直後の万博会場へと向かう。金属探知機をくぐり会場に足を踏み入れると、目の前に巨大な中国パビリオンが現われる。そこからまたバスに乗って、大会が行われるエキスポ・センターへ向かうのである。中国らしい演出のセレモニーやパーティが催されるであろうことは予想していたものの、会場に行ってまず実感したことは、この大会が中国政府から多額な資金提供を受けた、きわめて政治色の強いイベントであったということである。122 カ国 3,600 名の参加者は、この大会から自国に戻り、どのような成果や感想を伝えたのだろうか。本稿では、私自身が体験したこと、また接触した人々の言葉を綴ることで、この熱い日々の一端をお伝えできればと思う。

委員会スケジュールの不思議

この大会に参加する目的を、私は、概論や総括的な演説を聞くことよりもむしろ、各國際委員会において行われる具体的なテーマに基づく議論であり、それに参加することにより博物館が抱えるさまざまな課題に対する各国美術館の取り組み方を知ることと考え、29（今回新しい委員会が設立されたので 30）ある國際委員会のうち、ICOFOM (International Committee for Museology 博物館学)、ICAMT (International Committee for Architecture and Museums Techniques 建築と博物館技術)、ICOM-CC (International Committee for Conservation 保存) に登録した。

とはいっても、参加登録の通知を大会本部と各國際委員会に出し、それに対し「委員会はあなたの参加を歓迎します」とのメールは届いたものの、ついにいずれの委員会からも議事日程の情報が届くことはなかった。結局、大会前日の夜に参加者バスとともに手渡された冊子によって、各委員会スケジュールの概略を知ることになる。大会ではすべての委員会が同時に進行するため、このスケジュール表を見て出席する委員会を選択しなければならない。そしてこの時点できつたことは、委員会によっては（見学日以外にも）終日バスで移動するプログラムがあるということであった。私が登録した委員会のうち、ICOFOM は「文化財の処分と返還における新たな国際的倫理 (A New Global Ethics on Deaccessioning and Return of Cultural Heritage)」をテーマとして掲げており、興味がもたらされた。そのスケジュールは、委員会の初日（11月 8 日）午後にエキスポ・センターで基調報告があり、2 日目はバスで浙江省博物館や中国絲綢博物館に会場を移して“作品処分に関する正当性” (Do museums have the right to deaccession?) を議論し、3 日目は再

びエキスポ・センターで“作品の返還問題”(Do museums have the duty to restitute?)の発表を行うというものであった。しかし、問い合わせてみると、2日目の参加申し込みはすでに締切られていた。他の委員会の参加者からは「何度も何度も委員会に催促のメールを出すことで、やっと知ることができた…」という話も聞いたが、その対応は委員会により大きく異なるようである。たとえば、バスの中で隣り合わせたドイツからの参加者は、COSTUME (International Committee for Museums and Collections of Costume 衣装)の委員会に事前に議題を提出し、周到に内容を打ち合わせていたにもかかわらず、上海に到着して冊子を見たらその項目は外されていたのだそうである。ともあれ、ICOMの参加者には、積極性とタフでポジティブな精神が求められる。

ICOM-ASPAC と ICOFOM に出席して

委員会の初日、ICOFOMに出席する前に、ICOM-ASPAC(アジア太平洋地域連盟)で文化庁・栗原祐司氏の発表「Museum Strategy of Japan in Age of Internationalization」を聴いた。氏は、1952年より ICOMに正式参加している日本は、浅野長武氏にはじまり、福田繁氏、鶴田総一郎氏が executive councilとして運営に係わってきたことを紹介した。近年の日本の活動が低調であることは、太平洋の孤島ガラパゴス諸島に譬えられているが、しかし日本こそがリーダーとなってアジアを牽引すべきであると熱く語った。そのパッションは、日本人参加者の共感と賛同をよぶものだが、しかし、他のアジアの国の人々にとっては、自らガラパゴスと譬えてしまう日本が、これからリーダーの姿として映るかといえば、疑問はないだろうか。中国の強大な力技を目の当たりにして、日本はどのような流儀で手腕をふるうのかが問われている。

ICOFOM 初日のトピックは、文化財の購入・返還に関する事例であった。具体例としては、イタリア政府が、違法な購入を理由に、ポール・ゲッティ美術館に対し返還要求を行ったギリシア彫刻群、そしてメトロポリタン美術館が購入したギリシアの壺が、盗掘品とわかりイタリアに返還された事件が挙げられた。

そして迎えた3日目の ICOFOM。中国人研究者の発表は、冒頭にハーグ条約やユネスコ(パリ)条約に触れたので奪取文化財の返還に関するものかに思われたが、しかしその話は、海外にある文化財全般におよぶものであった。すなわち、文化財の所有については文化民族主義と文化国際主義というふたつの考え方があるが、海外で中国の文化財の多くが、展示室ではなく収蔵庫にあり、しかも適切な修理も施されないままにあるのは遺憾であるとして、返還すべきであると主張する。そして、原産国から他国の博物館へと作品が長期貸与されればよいと結んだ。中国らしい主張とはいえ、あまりに荒っぽく、単純なアピールではないか。それにしても中国人が行うプレゼンテーションは、声が大きく、気迫

に満ちて力強い。

これとは対照的に、続くスイス人の発表者は、作品の帰属性について、聴衆に対し問題提起を行う穏やかな発表である。「この椅子は誰のもの？」というテーマで、ひとつの作品に対し、制作者、取り扱った美術商、作品の購入者、博物館への寄贈者そして博物館など、数多くの人々が作品に関わっているという複雑な現状を、ユーモアを交えて語った。

ここでやっと質疑応答の時間となり、私を含め、数人から質問が出た。しかし、30分ほどの時間では、その質問からさらに議論を深めるには至らず、総じてセッション全体が具体性に欠き、参加者側の期待感に添わず参加意識は不完全燃焼に終わったように思われた。あとになって思ったことは、この委員会が国際的な倫理問題を扱う委員会であること、すなわち国際政治に関わるセンシティブな問題であり、そしてこの問題を現在の中国内で議論することに、何かしらの難しさがあったのかもしれないということである。

先のスイス人発表者は、ICOM の vice-president を務める Martin Schärer 氏である。そこで私は休憩時間にあらためて Schärer 氏に挨拶をしつつ、もうひとつ質問させていただいた。「この委員会でこれまでに発表した日本人はいますか？」すると、彼は私に 1 枚の CD を手にして言った「ここに ICOFOM で行われたすべての発表が収録されています。いわば ICOFOM のすべてです。日本からは、遙か昔に Tsuruta Soichiro が綿密なすばらしい発表をされました。どうかこれを読んで、委員会に積極的に参加してください。」ここで先の ASPEC の発表で栗原氏があげられた名前を再び聞くこととなった。いただいた CD には昭和 53 (1978) 年から平成 22 (2010) 年までの発表内容が収録されており、鶴田氏の論文は、昭和 59 (1984) 年 10 月ライデンで発表された「Proposal for the Museum Material - Environment System」と題した 11 枚におよぶペーパーである。なお平成 18 (2006) 年には、法政大学の金山嘉昭氏が宮城県・上高森遺跡で起きた前期旧石器捏造の事件を発表されていることも知った。なお、これらの論文は、ICOFOM のウェブサイト (<http://www.icofom.com.ar/publications.htm>) で公開されている。

中国で見聞きしたこと

それにしても、議事のスケジュールについてわずかな情報しか得られず、しかもそれが変更される状況の中で行動することは、冒険的な楽しみがあったとはいえ、疲れる毎日である。会場からホテルに帰るバスの中で、大会の運営に対して私が漏らした不満に対し、隣りのフランス人女性は慎重なコメントを返した。「私は、今回の大会の運営が混乱しているとは思わないわ。むしろ、ここでの毎日は、私たちが正しいと思ってきた西洋の方法論を根本から見直す、つまり自分たちの考え方や博物館の運営法を客観的に眺めるいい機会になるから。そして、それこそが ICOM に参加することの意味じゃないかしら。」

いうまでもなく ICOM の大会は、世界の博物館関係者に自国の文化財、博物館そしてその事業を示す絶好のチャンスであり、それが現在の中国・上海であれば、なおのことであろう。とはいえ、今回見学した新設の博物館は、いずれも壮大な外観を見せているものの、展示法や作品解説のクオリティ、サービスの充実化はまだまだこれからという段階のようである。むしろ、閑散とした展示室の中で強烈に感じたことは、この国博物館の役割のひとつが、対日感情や戦争に対するイデオロギーを徹底させるための教育ツールであるということである。

その一方で、夥しい数の大会参加者が、バスに乗り遅れることなく（そして乗り遅れても）、さまざまなプログラムに参加することができたのは、中国人ボランティアの懇切丁寧な対応のたまものである。このホスピタリティの篤さもまた中国である。

ICOM は多数の国際委員会の集合、いわば多面体の組織である。だから、参加する者の意識や行動次第で、情報の受け取り方もそれに対する評価も異なるのではないかと思う。私にとって上海での日々は、世界の中の日本を意識させるとともに、自分が勤める美術館の現状を外側から見直し、自分は何のためにどう行動しているのか — そうしたことを確認する機会になった、充実した時間であったと思っている。

（しらはら・ゆきこ）

⑥ 2010 年イコム大会報告 – CECA の会議を中心に

河野哲郎

筆者は平成 22 (2010) 年 11 月に中国の上海で開催されたイコムの大会に出席した。従来どおり、CECA (International Committee for Education and Cultural Action 教育と文化活動の国際委員会) の会議を中心とした参加である。大会のスケジュールはこれまでとは異なっていた。従来は土曜日に行われていた大会のオープニング・セレモニーとディナーが日曜日、7 日の夜に開催されたのである。これまで日曜日の昼に行われていたイコム全体の基調講演は月曜日の午前中にずらされた。要するに開催期間が 1 日短くなったわけで、これが中国側の都合なのか、本部側の都合なのかは不明である。CECA のスケジュールも、半日短縮され、11 月 8 日月曜日の午後から 10 日水曜日の夜の閉会セレブションとディナーまでの 2 日半であった。会場は CECA を含めてほとんどすべて上海万博会場の EXPO センターが使用された。主催者によれば今大会は史上最多の参加者とのことであった。正確には 7 日のオープニング・セレモニーとディナーの参加者なのだが、中央から各地に参加者を送るよう指示があつたらしい。中国のこの大会への力の入れようを感じた。今回の CECA の参加者数はまだわからないが、前回のウィーン大会には 49 の国から 220 名の参加者があり、主催者によれば、これはイコム大会と同時に開催した CECA の会議参加者としては過去最高とのことであったという。これに比して今回はさほど大きくなかった会場が満員になることはなかった。筆者が感じた限りでは地元の参加者、オブザーバーがあり多くなかつたようだ。

簡単に今回の CECA のプログラムをまとめておく。1 日目は開会の辞に引き続いですぐに発表が始まった。まず中国における博物館教育についての話があり、基調講演をはさんで今回のテーマに沿った発表 (presentations on the theme) が続き、CECA の総会で締めくられた。また、夜には記念講演会があった。2 日目はさらにテーマにちなんだ発表があり、2 回目の基調講演の後は個別の研究発表 (research session) が続く。最後はマーケット・オブ・アイディアズという短い発表である。3 日目の午前中はマーケット・オブ・アイディアズの続きがあり、午後は博物館見学、夜に閉会セレブションとディナーがあつたが、その後さらにもう 1 館博物館を見学してすべてのプログラムが終了した。

発表の中で特に記憶に残るものは残念ながらあまりなかつた。今大会のテーマ Museums for Social Harmony 自体、イコム本部発表のテーマに関する声明からしてあまり具体性のないものであり、それに沿った CECA の発表も特に筆者の注意を引くものはなかつた。個別テーマの発表もいささか精彩を欠いていた。基調講演のテーマであった研究

者対教育担当者という問題は少なくとも 20 年以前から論じられている。ただ、Richard Lachapelle 氏のパブリック・アートの教育的有用性を論じたもの、広島平和記念館を訪れた外国人のインタビューを扱った Chia-Li Chen 氏、そして北方の少数民族に関するインターネットを利用した情報について話した Uliana Vinokurova の発表が、テーマの珍しさから記憶に残った。これらの中で、3 日にわたった CECA の発表の最後に登場した、太田歩氏の発表は際だっていたといえよう。太田氏の発表はマーケット・オブ・アイディアズという、時間の短いもので、調査研究というよりは具体的な事例によって興味深いアイディアを紹介するという趣旨のものである。太田氏は彼が所属する国立歴史民俗博物館の、外国人留学生による博物館ガイドのパンフレット作成を紹介した。内容的に面白く、早口で原稿を読み上げてしまう発表者が多い中、丁寧な話し方で聞き易かった。聴衆の反応も上々だったようで、マーケット・オブ・アイディアズというプログラムにふさわしい新鮮なアイディアを提供できたと思われる。

これまでイコム大会の報告で筆者は CECA のプログラムの中で特に興味を覚えたものを取り上げてきた。特に、平成 13（2001）年のスペインでは博物館教育の新しい考え方、平成 16（2004）年のソウルでは保存科学分野における非常に面白い教育的活動の報告ができたのだが、今回は前回ウィーンに続きプログラムの中には博物館教育に関する新たな動きとして取り上げたいことは見つからなかった。強いて何か触れるべきと思われることとなると、前回に続いてやはりコンピューターがらみの話になろうか。前回のウィーン大会の報告で筆者はエレイン・ヒューマン・グリアン（Elaine Heumann Gurian）氏の CECA での基調講演の中で耳新しかったのは博物館によるインターネットの利用について、特にウェップ 2.0 という言葉であったと述べた。今回、その言葉がさらにクローズアップされることとなった。上述したように、月曜日の夜に記念講演会があった。これは、ウィーン大会のときにはじめて開催された、博物館研究の分野で著名な二人の人物を記念した講演会の二回目である。この講演会の講師の一人が CECA のメンバーであるリンダ・ケリー（Lynda Kelly）氏であった。同氏はグリアン氏の、「インターネットは必ず博物館を変えるだろう、しかもそれは単に技術的な面にとどまらず中核的な思想にまで及ぶであろう」という言葉を引用する。まさに、前回のグリアン氏の話を受けた形である。ケリー氏はシドニーのオーストラリア博物館で来館者調査を担当している人だが、だいぶ以前からイコムのインターネット関係の仕事で活躍していたようである。また、近年では博物館へのウェップ 2.0 導入の主導者になっているようで、今回と同様の講演を最近ワシントンのスマソニアン・インスティテュートでも行ったようである。たしかにこれから先、インターネットを含むコンピューターの利用抜きの社会や暮らしを考えるのはむずかしいことは認め

る。しかし、筆者としては、前回も書いたように、博物館とウェップ 2.0 の問題に関してはいささかの懐疑心を持ちつつもうしばらく様子を見ると言うほかない。

CECA のプログラムに関するもうひとつ触れておきたいのは CECA が会員に関して行った調査の報告である。詳細は近々ウェップサイトに載るそうなのでそちらをご参照いただきたいが、報告者の Emma Nardi 氏によると、調査はあまりうまくいかなかったという。欲張りすぎて質問が長くなってしまったなど幾つかの反省点のひとつが、内容が西側に偏っていたことだという。そういえば、平成 10（1998）年のメルボルン大会の報告に次のようなことを書いた。イコム本部の報告では、この十年間で会員数が 2 倍になった。とくにアフリカ、ラテンアメリカ、カリブ、アジア・パシフィック地域の途上国での増加が目立ち、これは従来ヨーロッパ主導であったイコムは、その活動や問題意識もヨーロッパ中心になりがちであったが、各地域単位の組織、(regional organization:現在では regional alliance と名称を変えている) をつくり、その地域の実状にあった活動を可能にしたことによる。このことを反映してか、CECA の会議は、まず初めにアジア・パシフィック地域、つづいてアフリカ、ヨーロッパ、南北アメリカからの報告があった。イタリアでは、今まで博物館の教育担当者はその身分が認められていなかったが、最近ようやく認められたという。

今回、そのイタリアから CECA の委員長が出ることになった。隔世の感があるが、その一方であまり変わらないこともある。わがアジア・パシフィック（アスパック）地域の現状である。確かに近年、中国や韓国をはじめイコム大会の参加者は増えたし、前々回は韓国ソウルで、今回は中国上海でと 2 度もイコム大会を開催した。また、アスパック会議も幾度か開催され、去年は筆者も関わった日本でのシンポジウムも開催された。しかしこれらは単発のイベントに過ぎない。問題はそれぞれの国内におけるもっと日常的な活動に関する情報の、アスパック地域内での共有がまだほとんどできていないことだ。CECA では、リジョナル・コーディネーターが置かれていて、イコムの regional alliance とほぼ重なるアフリカ、アスパックおよびオーストラリア、ヨーロッパ、ラテンアメリカおよびカリブ諸国、北アメリカの各地域における CECA の窓口となっている。CECA のウェップサイトには各地域からの報告が掲載されているが、アスパックからの報告は韓国に関するものばかりである。日本においても、博物館教育そのものはかなり盛んであると思うが、関係者が組織化されておらず海外との交流はもっぱら各館が個別に行っているようである。今回の参加メンバーで、この現状を多少なりとも改善したいと話し合い、CECA の役員会に、今回発表を行った歴博の太田氏を次のリジョナル・コーディネーターに推薦する旨を提案

し、受理された。役員会では、まずは各国の窓口を整備することだが、今後、太田氏を日本の窓口として国内の情報を集積し、まずはアスパック地域の CECA メンバーと、さらには ICOM 本部との情報の交流を円滑かつ活発に行えるよう努力したい。

(こうの・てつろう)

2. 第22回イコム上海大会 決議

2010年11月12日

決議1. 調和的社会進展に関する上海宣言

イコム 2010年上海大会のテーマ「社会的調和のための博物館」が社会全体に地球規模で深くかつ響きわたることを強調しつつ、

また、1974年におけるイコムの博物館の国際的定義の決定的な変更、即ち「博物館は、社会へのサービスとその発展のために存在する」という博物館の社会的役割をはじめて明確にしたことを探し、

イコムが博物館の社会的役割を描いて以来、この数十年わたって社会の観念自体が変貌を遂げたこと、また、今日の現代社会が、内面的にも、未来の発展についての価値観と理念がこれまでにない多様な環境の下で躍動的に進展している世界との関係においても、絶えず広範な変化によって挑戦を受けていることを銘記し、

2004年のイコムの倫理規定において、以下の陳述含む、8の広義の原則で定められた博物館の拡大した責務を再確認し、

原則1 博物館は、人類の自然的・文化的遺産を保存し、解釈し、その発展を図る

原則2 博物館は、自然的・文化的遺産を評価し、理解し、それを管理する機会をもたらす

原則3 博物館は、他の公共へのサービスや利益の機会を与えるために資源を保全する

原則4 博物館は、そのコレクションがもたらされ、それが用いられている社会と密接な協力の下に活動する

ユネスコの出版物、「我々の創造的多様性〈1995〉」と「世界文化報告 2000」が示す枠組みと生物の多様性と有形・無形文化遺産の多様性、それらと分かちがたい繋がりを強めている、文化と現在進行中の仕事に対する広がりと多様さを再確認し、

異なる背景を持つ個人や集団を包含する強固な社会を建設するための、多様な社会的・文化的行動を容認し、尊敬することを醸成し、

開かれたこと、思索の自由、良心と信条、更に博物館によって生み出された知識を全ての人が利用できるようにすることを促進し、

知的な自覚と国民間の情報をいきわたらせる使者を含む、博物館の国際関係において増

加している重要な役割を賛美し、

国際間のコミュニケーションにおける違いや経験を単に受け入れるのではなく、博物館が多様な観客を活動に組み入れることによって、地球規模の時代における市民社会に対して最大限の利益をもたらすようすべきことを警告し、

博物館が、異なった人々、文化、知的態様の相互間で交流できる共通の場を提供する技術、能力、新しい形態の協力モデルを作り上げていく必要性が高まっていることを強調し、

国際博物館界のメンバーとイコム 2010 年大会に集ったイコム代表は、ここに、個人と多様な集団が自由にまた積極的に参加する調和的な社会発展の媒介者として、博物館のもつ価値を宣言する。それは、多様な環境、歴史及び人類が共有する業績を、類のない、代りのないものとして次世代のために保存し、表明することによってなされる。

決議 2. イコムの文化の多様性憲章

「文化的和解のための国際年」、「生物多様性のための国際年」、「若者のための国際年〈対話と相互理解〉」で示される 2010 年の活動の不可欠の部分として、イコム文化交流タスクフォースは、1998 年のイコムの文化的多様性の政策と軌を一にして、2010 年 11 月 12 日の上海イコム総会において、イコムの文化の多様性憲章として、次の一連の原則を採択することを勧告する。

そしてそれは、異文化間、世代間の対話を通じて、多面にわたる文化の広範囲の課題を訴え続けることによって、また、博物館がいかに文化的、生物的多様性に対応すべきかの包括的な指針を進展させることによってなされる。

1. **多様性** 地方の、地域の、国際的なレベルでの文化的、生物的多様性の形態を認識し、確認する、また、この多様性を全世界を通じて博物館の運営方針とプログラムに反映させる
2. **参加型民主主義** 各参加者の主体性を保持しつつ、協議、対話、参加の適切な過程を通じて、利害関係者、地域集団、文化組織及び政府機関からの積極的な関与を可能にする枠組み作りを推進する
3. **協力と協調** 資源と専門的知識・技術を地球規模で活用できるよう、プロジェクトを共有し、専門的交流が進むよう協力し協調する
4. **平和と地域社会造り** 多様な人々の地域と独自性の感覚を、自分たちの多様な遺産（自然・文化、有形・無形、動産・不動産）の真価の認識により、また、異文化間、世代間の対話を通じての融和の精神によって醸成された共通のビジョンによって

進展させる

5. 刷新と鼓舞 文化的・言語的に多様な博物館の状況において、創造性を培い、包括的な遺産の認識を刺激する方策を進展させる
6. 能力の育成 文化的・言語的に多様な社会における変化に対し、洞察し、熱意をもって対応できる博物館の運営能力を高めるよう、直接的で持続的な努力をする
7. 生産的多様性 文化的・生物的多様性からくる競合する要望に対し、経済的因素を考慮しつつ、対応できるよう、資源の分散を進める方途を最大限に広げる
8. 基準設定 国連やユネスコの国際法の手段、それは勧告、憲章、宣言など柔軟なものから協定や条約のような強固のものまで、について論議し、とくに国際的な一連の文化的な法的手段の活用について戦略的、専門的リーダーシップを発揮する
9. 持続可能性と気候変動 経済的、社会的、環境的な持続可能性に次いで文化を第4番目の柱として位置づけ、気候変動の文化的・創造的面を強調する
10. デジタル・ドメイン デジタル化、デジタル・アクセス、デジタル遺産の違いを理解し、全ての分野におけるデジタル・アクセスを評価し、しかし、デジタル・アクセスが返還、回復、送還の代わりにならないことを明確にする

決議 3. 包括的博物館知識社会

イコム文化交流タスクフォースは、「文化的和解のための国際年」及び「若者のための国際年〈対話と相互理解〉」で示される 2010 年の活動の不可欠の部分として、1998 年のイコムの文化的多様性の政策を基礎とし、異文化間、世代間を通じての文化交流の広範囲の課題に取り組みつつ、また、文化的多様性に博物館が努力すべき包括の方途とその指導方針を進展させるものとして、次のことを 2010 年 11 月 12 日の上海イコム総会が支持することを勧告する。

イコムが 2011 年以降も、「包括的博物館知識社会」に引き続き参加し、それが博物館とより広範な遺産界への貴重な資源となるようにすること

決議 4. 地域社会博物館の推進

地方、地域、国内における地域社会間の調和、共通理解、交流を促進するに当たっての博物館の重要性を心にとどめ、

人々と地域社会間の障壁を打ち碎き、社会的、人種的多様性に対する尊敬、理解と寛容さ、更には人権の保護において、博物館が寄与することを認め、

イコム総会は、異なる地域社会の多様な遺産を保全し、反映することを目的とする博物館の創設を推奨する

決議5. 博物館と文化的観光

博物館が文化的観光の推進において重要な役割を果たしていることを認め、博物館のコレクションが大きな芸術的、遺産的価値を有していることを銘記し、

博物館が、訓練、文化理解、保存を進め、博物館を公衆にとってより魅力的のものにし、教育に寄与する能力を高めようとする、博物館の適切な試みをイコム総会は推奨する

イコム総会は、また、適切な文化的観光の推進より、博物館が国家発展計画に組み込まれることを推進する

決議6. 文化遺産と遺物

世界の文化遺産は人々の相互理解にとって重要であることを想起し、

文化遺産は、多くの脅威に曝されやすく、その保護には、専門的知識と文化遺産と遺跡の保存及びドキュメンテーションにかかる調査・進展に裏打ちされた共同の努力が必要であることを銘記し、

公衆へのアクセスと呈示における絶えざる改善の重要性を考慮し、

イコム総会は、イコムのもっとも緊要な任務が次にあることを明確にする。

- ・博物館の持続的な発展
- ・博物館専門職と博物館に関連する公衆間の対話への支援
- ・我々の共有する文化遺産を進展させ、保存し、未来の世代への遺産として引き渡すために、博物館に利害関係のある種々の社会的、倫理的、宗派的集団との間の積極的、相互尊敬に基づく協力を支援すること

決議 7. 保全にかかる専門用語の明確化

イコム総会は、2008年9月22～26日にかけてニューデリで開催された、イコム保存国際委員会第15回の3年毎の総会において採択された、保全にかかる専門用語の明確化と定義づけを歓迎し、是認する。それは、有形の文化財を保全する種々の形態の行為を特徴づける用語として、予防的保存、補修的保存、修復を含むものである。その用語は次のとおりである。

保全 現在と未来の世代へのアクセス可能性を確保しながら、有形文化財を保護することを目的とした全ての手段と行為を意味する。保全は、予防的保存、補修的保存、修復を包含する。全ての手段と行為は、個々の文化財の意味と物質的特性に対して、敬意を持ってなされなければならない

予防的保全 全ての手段と行為は、将来の劣化や滅失を避け、または最小限にするようになされなければならない。それは、一つの、しばしば一群の物、その経年や状態の如何にかかわらず、その物の前後関係や置かれている状態を考慮してなされるべきである。これらの手段と行為は、間接的なものであり、その物の素材や構造を阻害するものであつてはならない。また、外観を変えてはならない。

予防的保全の具体例は、登録、保管、取り扱い、梱包と運送、保安、環境保全（光、湿度、汚染、虫害）、緊急時対応、職員の教育、公衆への啓発、順法のための適切な手段と行為である。

補修的保存 一つのまたは一群の物について、現在の劣化を止め、あるいはそれらの構造を強化する全ての行為をさす。この行為は、これらの物が比較的短期間のうちに滅失する虞のある状態にあるときのみなさるべきである。これらの行為は、ときどき物の外観を変えることがある。

補修的保存の具体例は、繊維品の虫害補修、陶磁器の脱塩、紙の酸化防止、考古物の脱水、劣化金属の固定、壁画の剥落防止、モザイクからの雑草除去である。

修復 単一の安定的にあるものに対して、その評価、理解、利用を容易にするためになされる全ての行為をいう。これは、その物が過去の変更や劣化により、その意義や機能が失われたときにのみなさるべきである。

修復の具体例は、絵画の加筆、破損した彫刻の再構成、籠の補正、ガラス製品の穴埋めである。

保全の手段と行為は、ときどき一以上の狙いで行われる。たとえば、ニスの除去は、修復と補修的保存の双方に役立つ。保護的な膜かけもまた、修復と補修的保存の双方に役立つ。モザイクの埋め込みは、予防的、補修的保存の双方に役立つ。

保全は、複雑であり、関連する、資格のある専門家、特に文化財に対する直接の行為は、保全・修復の専門家の協力を必要とする（イコム保存国際委員会の専門職の定義（1984年・コペンハーゲン）、イコム倫理規程を参照のこと）。

決議8. 博物館職員の専門能力涵養

エジプト学国際委員会は、多くの学生がもはや対象・実物志向の訓練をエジプト学において受けておらず、その結果古代エジプト・コレクションを持つ博物館において働くに必要な知識を持っていないこと、この傾向は、科学館から美術館にいたるまで見られることを指摘した。

よって、イコム総会は、イコム会員とその支援者が大学の同僚及び他の適切な組織や機関の同僚に対して、美術史と実物に焦点を置いた教育を、関連科学、社会科学と人文科学のカリキュラムの不可欠の分野として強化するよう働きかけるよう求める。

決議9. 博物館職員ための継続的専門能力涵養

イコムの倫理規定（2006年）1.15項、イコム規約第2条2項を考慮して、イコム総会は、博物館が持続可能性や社会階層の包含の理念によって機関として進歩するに伴い、継続教育と専門能力涵養がより重要性を増していることを明確にする。

このことは、2009年10月18~24日にかけてイタリアのマントバで開かれた、地方博物館国際委員会と研修国際委員会の合同年次総会で提示され、論議され支持された。よって、イコム総会は、会員に対して、全ての博物館職員の訓練を博物館の戦略、必要な場合は運営計画中に入れることを推奨する。

決議10. 能力増強のためのパートナーシップ

アラブ・アフリカの博物館の資力や経済基盤及びスタッフの限定がその使命の遂行を妨げていることを銘記し、

イコム総会は、イコムが、先進国と開発途上国の博物館とがパートナーシップを組み、前者の専門的知識・技術を得られるよう、次の方策を講じることを求める。

- ・コレクションの保全、ドキュメンテーション、デジタル化の研修プログラムを組むこと
- ・発展途上国博物館への技術移転と知識の交流と共有を進めるため、博物館運営に関する専門家会合の開催を推奨すること
- ・経済的とそれと同類の支援を確保するための訓練

決議11. イコム内部における情報と意見の流通

イコム内部における情報と論議の自由な流通の重要性に留意し、イコム総会は、「イコム-L」をイコムと博物館界にかかる全ての事柄に関する自由にして開かれた論議の場として維持し、更に、意見の交換、そのような交流に会員が参加することを勧誘し、イコムの組織において知識と考えの流れを更に促進させることを決意する。

これについては、会長から次の留保が付された（11～12ページ参照のこと）。

- ・個人のデータの適法な利用：同意した会員についてのみ、自己の交信によって生じた情報の流通がなされること
- ・フォラム内にモデレーターを置き、差別的なコメント、中傷的発言などがない議論の遵法性やイコムの目的への適合性を担保する必要があること

決議12. 総会、執行委員会、諮問委員会のための審議文書

総会、執行委員会、諮問委員会のための審議文書やそれらの会議の議事録をあらかじめ読み、分析する時間の必要性を認識して、

イコム総会は、審議文書、議事録、結論一覧を1箇月という明確な時間の制限内に作成提示すること求める。

決議13. イコムの内部規則と規制

法的に問題があるとの会長の判断で採決に付されなかった（11ページ参照のこと）。

決議14. 国際委員会の役割と影響力

国際委員会が、イコムの戦略目的である専門的実践と情報の交換の達成に果たしている重要な業績を銘記して、イコム総会は、次のことを求める。

- ・国際委員会による、またそれについてのコミュニケーションの改善を勧奨すること
- ・執行委員会と諮問委員会に対し、諮問委員会の年次会議と3年毎の総会において、国際委員会について、イコム会員からの質問を受け、フィードバックをもらい、その活動を推進するためのオープンフォラムを開催するよう求める事
- ・国際委員会の活動について広報するため、イコムのホームページやイコムニュースを利用すること
- ・国際委員会常置委員会の評価の使命に、国際委員会への支援の改善を含めること

決議15. 遺産返還

過去において、植民地化された国から文書や文物が没収されたことを想起し、これらの文書や文物がそれらの国の歴史的遺産の不可欠の部分を構成していることを銘記し、

イコム総会は、争いにある関係者全てが返還の課題を解決するための話し合いに入ることを促し、また、イコムの倫理規定とイコムがそのような事柄を律する国際条約を支持していることに注意を喚起することを求める。

決議16. 執行委員会で検討することを付託すべき事項

- ・中国における博物館研究国際センターの創設（中国、アジア・太平洋その他の地域における博物館の急速な増加に対応する職員の資質向上の機能を含む）
- ・各国イコム委員会の法的位置づけへのイコムの働きかけ（とくにラテンアメリカ・カリブ海諸国について）
- ・南アフリカ地域連盟の確立
- ・ラテンアメリカ及びアフリカにおける戦略的地域連盟の育成
- ・アラブ及びアフリカなどの諸国における無形文化財保持のための基金の創設
- ・アラビア語のイコム公用語化

これら事項の検討結果の報告は、2011年6月の総会になされることが、会長によって確認された。

3. 第25回総会 役員選挙

イコム大会の会議の一つの焦点は、執行委員会委員、会長、副会長、収入役と諮問委員会の委員長、副委員長の選挙である。今回の選挙で選ばれた委員及び役員の任期は、2010年～2013年の3年間で、今後3年間のイコムの主要戦略を執行する。

イコム執行委員会委員（2010～2013年）

会長

ハンス・マーチン・ヒンツ（Hans-Martin Hinz）

- ベルリン歴史博物館・マネージメント・チーム構成員
ドイツ

副会長（2名）

ジョージ・アブング（George Abungu）

- オケロ・アブング遺産コンサルタント（遺産計画・運営）
ナイロビ ケニア

テレサ・シャイナー（Tereza Scheiner）

- タクネット文化社（コンサルタント・プロジェクト）
ブラジル

収入役

ドミニク・フェリオ（Dominique Ferriot）

- 国立工芸学校博物館学教授
フランス

執行委員会委員

オッサマ・アブデル・メグイド（Ossama Abdel Meguid）

- ヌビア博物館長
エジプト

ライシャン・アン (Laishun An)

- 中国博物館協会事務総長 中国国際友誼博物館副館長
北京 中国

ルイザ・デ・ペナ・ディアス (Luisa De Pena Diaz)

- ドミニカ・レジスタンス記念博物館長 プロジェクト・マネジャー
ドミニカ共和国

マリー・フランソワーズ・デルバル (Marie-Franssoise Delval)

- フランス文化コミュニケーション省情報システム部コミュニケーション・マネジャー
フランス

クロード・フォーベル (Claude Faubert)

- カナダ科学技術博物館館長 オタワ
カナダ

カルロス・ロベルト・フェレイラ・ブランダオ (Carlos Roberto Ferreira Brandao)

- サンパウロ大学大学院生物・生理学教授
ブラジル

ゴランカ・ホールヤン (Goranka Horjan)

- フルバツコ・ザゴルイエ (Hrvatsko Zagorje) 博物館群館長
クロアチア

ダニエレ・ルポ・ヤラ (Danile Lupo Jalla)

- チューリン市文化部副部長
イタリア

ハナ・ペノック (Hanna Pennock)

- 教育・文化・科学省文化遺産厅安全保安センター・コーディネーター
オランダ

レギネ・シュルツ (Regine Schulz)

○ ウォルターズ美術館 国際学芸関係部長

アメリカ

諮問委員会

委員長

ヌート・ウイク (Knut Wik)

○ ソール・トロンデラーグ群庁地域振興部博物館調整担当上級アドバイザー
ノルウェー

副委員長

クワアメ・サルポン (Kwame Sarpong)

ガーナ

5. イコム規約（2007年8月改訂）

2007年8月ウィーン（オーストリア）において承認された。

目次

序言

- 第1条 名称、法的地位、所在地、存続期間および会計年度
- 第2条 使命及び目的
- 第3条 用語の定義
- 第4条 会員
- 第5条 年会費
- 第6条 会員の特典
- 第7条 投票権
- 第8条 イコムの組織
- 第9条 管理機構
- 第10条 総会
- 第11条 執行委員会
- 第12条 執行委員会幹部
- 第13条 会計監査
- 第14条 諮問委員会
- 第15条 国内委員会
- 第16条 国内連絡員
- 第17条 國際委員会
- 第18条 地域連盟
- 第19条 加盟機関
- 第20条 大会
- 第21条 運営事務局
- 第22条 ユネスコ－イコム博物館情報センター
- 第23条 収入及び支出
- 第24条 言語
- 第25条 方針と手続きの規則
- 第26条 他の機関との関係
- 第27条 発効と改正
- 第28条 解散

序言

国際博物館会議（International Council of Museums 以下イコムという）の規約は、この組織の最も基本的な文書である。この規約は、イコムの内部規定および職業倫理規程によって定義され、また補完される。

イコムの活動は、誠実、公正性と相互の尊敬に基づき、国際的な博物館のコミュニティーに奉仕するものでなくてはならない。

イコムの目的は、(i) 博物館の専門的な運営の確立と発展を促進し、そして(ii) 博物館の性格、機能および役割に対する知識と理解を推進することにある。

イコムは、博物館および博物館の専門職員に適用され尊重されるべき倫理基準を設定する。同組織は、博物館同士、またその専門職員間の協力と相互扶助を企画・調整する。また、博物館学およびその他の博物館学、博物館の経営や活動に関する研究分野、知識を代表し、推進し、普及する。

第1条 名称、法的地位、所在地、存続期間および会計年度

第1項 名称

この組織の名称は国際博物館会議（イコム）という。この名称と略称の使用は、同組織およびその会員が許可し、またはそれらを益するものに限定される。

第2項 法的地位

イコムは1946年に設立された、フランスの法律の適用を受ける（1901年、協会に関する法律）組織であり、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）と公式の関係を維持し、国際連合経済社会理事会の諮問的地位を有する非政府団体である。

第3項 所在地

登録されたイコム事務局の所在地は、フランス国、75732 パリ Cedex 15、ミオリ通1、メゾン・ド・ユネスコである。所在地は執行委員会の決定により変更できる。

第4項 存続期間

イコムの存続期間は無期限である。

第 5 項 会計年度

会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終了する。

第 2 条 使命及び目的

第 1 項 使命

イコムは、世界の現在及び未来の、そして有形および無形の自然および文化遺産の保存、維持、社会への伝達に従事する博物館および博物館専門職員の国際的組織である。

第 2 項 目的

イコムは、博物館活動のための専門的・倫理的基準を設定し、そのような問題に関して勧告し、訓練を促進し、知識を増進し、世界規模のネットワークと共同事業により公衆の文化に対する意識を高める。

第 3 条 用語の定義

この規約において以下の用語が最初の文字を大文字にして使用される時は常に、単数、複数の区別なくこの条項に定義された意味を持つ。

第 1 項 博物館

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、研究、教育、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示をおこなう公衆に開かれた非営利の常設機関である。

第 2 項 イコムに認知された機関

執行委員会は、諮問委員会の助言を求めた上で、他の機関を博物館の性格の一部またはすべてを備えているものと認めることができる。

第 3 項 博物館専門職員

博物館専門職員は、すべての博物館と、第 3 条・第 1 項の定義により博物館相当施設と認められた機関および博物館活動に益となる訓練・研究機関の職員のうち、博物館の運営と活動に関連した分野において専門的な研修を受けた、もしくは同等の実務経験を持つ者、またはイコムの職業倫理規程を尊重し、博物館のためにもしくは博物館とともに仕事をしているが、博物館とそのサービスに必要な商品や設備の販売または販売促進には係わっていない個人のすべてを含む。

第4項 正当な会員

イコムの正当な会員とは、入会の申し込みがこの規約の第4条・第2項にある条件のもとで認められ、執行委員会が定めた額の会員資格の年間費用（年会費）を同様に定めた期日に支払った個人（または団体）である。

第5項 国

国内委員会を設立するために、国は国際連合もしくはその専門機関のひとつに加入しているか、国際司法裁判所に加盟している自治国と定義される。

第4条 会員

第1項 会員

会員の資格は、博物館、イコムに認められた機関、博物館の専門職員および博物館のコミュニティーの進歩に利益があると思われる個人または機関に開かれている。会員に選ばれる資格のある人は、イコム入会の希望とイコムの職業倫理規程を受け入れ守ることを表明し、申込用書の全項目を記入すること。

イコムの会員資格は、各国の法規および国際条約を勘案して、美術品、天然および科学標本を含む文化財を取引する（利益のために売買する）個人または機関（その職員も含めて）は保持することができない。

第2項 入会の承認

国内委員会は、新会員の入会の申込書および年間の会費をイコム事務局に至急送付する。

本条の第3項に定めるように、名誉会員のみがこの審査過程を免除される。名誉会員候補は執行委員会によって総会に提案され、総会は多數決によりその可否を決定する。

第3項 会員の範疇

- i. 個人会員—第3条に定める現役または退職した博物館の専門職員、もしくはその他の、その経験、またはイコムのためにおこなった専門的な仕事のゆえに個人会員になる資格を有する者。
- ii. 団体会員—博物館もしくは博物館の定義に合うその他の機関。
- iii. 学生会員—博物館関連の学術的な課程に在籍している者は、国内委員会により

- この範疇の会員としての入会を提案することができる。
- iv. 名誉会員－国際的な博物館のコミュニティーまたはイコムのために格別の働きをした者。
 - v. 賛助会員－博物館および博物館間の国際的な協力に対する関心のゆえに、まとまった経済的もしくはその他の援助をイコムに対して行う個人または団体。

第4項 会員資格の終止

イコムの会員資格は、以下の理由のいずれかによる自発的な退会もしくは執行委員会の決定によって打ち切ることができる。

- i. 職業上の身分の変化
- ii. 職業倫理違反
- iii. イコムの目的と実質的に相容れないとみなされる行為
- iv. 正式な支払い請求を受けた後の会費の不払い。

第5条 年会費

第1項 会費の額および支払い

イコムの個人、団体、学生および賛助会員は、それぞれ会員資格の年間費用（年会費）を、執行委員会が勧告し総会によって承認された額によって支払わなければならない。

毎年、執行委員会は翌年の年間会費の額を発表する。国内委員会は6月30日までに会費を事務局に送り、事務局は受領の翌月それを処理する。

第2項 会費の期間

年会費は当該の暦年にに対するものである。

第6条 会員の特典

第1項 会員証カード

正当な個人会員には、イコムによって決められた特典が付与された会員証カードが発行される。

第2項 選挙に立候補する権利

正当な個人会員および正当な団体会員の代表者は、執行委員会（第14条・第5項参照）、諮問委員会の委員長または副委員長（第14条・第3項参照）、国内委員会、国

際委員会もしくは地域連盟の選出される役職の選挙に立候補することができる。

第3項 指名された代表

団体会員は、国内委員会および国際委員会、また大会および総会における彼らの代表者を3名指名できる。

第4項 学生の参加

学生会員は国内および国際委員会の活動に参加することができ、また大会と総会にも出席・参加できるが、投票あるいはイコムの役職に立候補することはできない。

第5項 特別な身分

名誉および贊助会員には会員の権利と特典が与えられるが、イコムの選挙による役職に就くことはできない。

第7条 投票権

第1項 投票権

個人および団体会員の総会における、また執行委員会の選挙における投票権は本条の以下の項、第10条・第2、3、6項および諮問委員会の会議の場合は第14条・第7項に定める；投票の間に出席している会員は、1名を超える委任行使することはできない。

第2項 委員会の投票

各国内および国際委員会は、総会までに提示された事柄に関して、それぞれの代表として投票する5名の会員（個人会員もしくは団体会員のなかで代表に指名されたもの）を指名する権利を有する。

第3項 加盟機関の投票

各加盟機関は、総会までに提示された事柄に関して、それぞれの代表として投票する3名の会員（個人会員もしくは団体会員のなかで代表に指名されたもの）を指名する権利を有する。

第4項 投票権のない会員

学生、贊助および名誉会員には、イコムの総会における投票権を有しない。

第8条 イコムの組織

イコムは次のように構成されている。

- i. 総会
- ii. 執行委員会
 - 会長
 - 副会長 2名
 - 収入役
 - 一般（通常）委員
- iii. 諮問委員会
- iv 国内委員会
- v 国内連絡員
- vi 国際委員会
- vii 大会
- viii 地域連盟
- ix 加盟機関
- x 事務局
- xi ユネスコ・イコム博物館情報センター

第9条 管理機構

イコム本来の権限は会員にある。

執行委員会は、総会において選出された役員と一般（通常）委員によって構成され、イコムの運営面を担当する。

諮問委員会は、国内および国際委員会、地域連盟ならびに加盟機関の委員長によって構成され、イコムの諸活動において会員を代表して助言者的役割を務める。

第10条 総会

第1項 権限

総会はイコムの立法機関である。

第2項 会員

総会は、すべての個人、学生、賛助および名誉会員ならびに指名された団体会員の代

表から成り立つ。国内委員会、国際委員会および加盟機関により第 7 条・第 1、2、3 項に従って代表投票者に指名された個人会員と団体会員の代表のみがイコムの総会における投票権を持つ。

第 3 項 会議

通常総会—総会は通常の会議を最低年 1 回、諮問委員会の年次会議のときを開催する。定足数は、出席者もしくは委任によって代理される投票権を持つ会員数（1 会員に対する委任の数は手続きの規則に示されている）の単純多数である。もしもこの定足数に達しない場合、総会は同じ場所に遅くとも 24 時間以内に再び召集される。そのときの出席者が何人であっても、総会は討議をおこなう権限を持つ。通常総会の決議は単純に出席者の多数によりおこなわれる。

通常総会は、i) 入会申し込みの条件の変更に関する執行委員会の勧告について決定をおこなう。

通常総会は執行委員会のメンバーを選出する（第 11 条第 1 項および第 14 条第 5 項）

通常総会は最低年 1 回、会計年度の終了後 6 ヶ月以内に、会計について決定するために開催される。

通常総会は、この規約の第 20 条に定められたように、3 年毎の会議を 3 年毎の大会とおなじ期日、場所で開催する。

臨時総会—会長の勧告により執行委員会は、規約の改正、ならびに執行委員会およびまたは諮問委員会、国内および国際委員会およびまたは地域連盟および加盟機関によって提案された重要事案の採決のために特別総会を開くことができる。特別総会における決定は、出席者および代理人の 3 分の 2 以上の多数によりなされる。

臨時総会は、規約のすべての面に関して改正する権限を持つ。

参加者リスト—各総会中に出席している構成員または委任状を持つ代理者は、出席名簿に署名をする。議長は出席名簿を閲覧しその正確性を保証する。

議事録—各総会の討議および決議に関する報告は、事務総長によって作成され、会長により承認される。複写および抄録は電子版または印刷版により会員に供される。

議事録には、開催期日、場所、議題項、開催の方式、出席会員および代理人の姓名、討議用に配られた文書および報告書、討議の要約、決議文と投票の結果を提示しなければならない。

第4項 総会への公式招待

執行委員会は、総会の議題を決め、会議の開催日より少なくとも 30 日前に総会の招集をおこなう。総会の会議は、フランス国、75732 パリ Cedex 15、ミオリ通 1、メゾン・ド・ユネスコ、もしくは公式の招待状に示されたほかの場所で開催される。

- I) 公式の招待状は、会議の期日より少なくとも 30 日前に事務総長から総会を構成するすべてのイコム会員に送付される。
- II) 発表は、イコム・ニュースに掲載されるか、イコムのウェップサイトに掲示される。

公式招待状には、総会の期日、時間、会場、および議題が記される。

第5項 会長の権限

イコムの会長は総会の議長を務める。会長がこの役割を果たすことを望まない場合は、2名の副会長のうちの 1 名が総会の議長を務める。

第6項 投票

総会の会議中、特に執行委員会の選挙の期間に、各国内・国際委員会は、総会で決定すべき問題について、それらの名において投票をおこなう 5 名の会員（個人会員もしくは団体会員の代表者）を指名する権利を有する。同様に、各加盟機関は、同一の条件下 3 名の投票会員（個人会員もしくは団体会員の代表者）を指名する権利を有する。

第11条 執行委員会

第1項 構成

執行委員会はイコムの意思決定機関である。同委員会は、9 名以上、15 名以下の選出

された委員ならびに職務上の資格をもつ諮問委員会の議長により構成される。

執行委員会の委員は、通常総会によって選出され、3年間の任期を務める。執行委員会の役員および一般（通常）委員は、当選すれば2期連続して務めることができる。一般（通常）委員は後に委員会の役員に選出されてもよい。誰も執行委員会の委員を4期以上連続して務めることはできない。

会長は執行委員会の委員長を務める。会長が任期を全うできない場合は、執行委員会は、単純多数決により2名の副会長のうちの1名を選び、次期選挙までの会長代行とする。副会長が任期を全うできないときは、執行委員会は単純多数決により一般（通常）委員のうちの1名を選び、次期選挙までの副会長代行とする。一般（通常）委員が副会長を勤めた期間は、その委員が選出された役員を務めた期間とはみなされない。一般（通常）委員が任期を全うできない場合は、その役職は次期選挙まで空席のままとする。

執行委員会の委員に選出された者は、執行委員会の了承がないかぎり、イコム内で他の役職に就くことはできない。

第2項 会議

委員会は、通常会議を少なくとも年2回開催する。これらの会議のひとつは年次通常総会の際に、同じ時期と場所でおこなわれる。

第3項 委員会の義務

執行委員会はイコムの優良な運営を保証する。

委員会は、イコムのさまざまな資源（財政的、人的、知的および技術的）とその発展を監督する。

委員会はイコムの名声、国際的評価、一般からの尊敬を護る。

執行委員会は、会費の額を総会に勧告し、その承認をうる。

第4項 定足数および多数

委員会の会議の定足数は委員の単純多数である。

執行委員会は単純多数により決定をおこなう。

第5項 委員会

会長は、執行委員会の承認を得たうえで、常任委員会、特別調査委員会、および作業部会を任命し、その職務を規定することができる。

会長により再任命され執行委員会により承認されない限り、委員会、特別調査委員会、および作業部会の委員の任期は、三年毎におこなわれる執行委員会の選挙の次の年に終了する。

第12条 執行委員会幹部

幹部は以下のように構成される。

- (i) 会長 1名
- (ii) 副会長 2名
- (iii) 収入役 1名

会長の任期は3年で、3年毎の総会において選出され、同期間で2期まで再選できる。会長は、博物館および博物館専門職員を代表する国際組織という権能をもつイコムの活動のために戦略指針を定める。会長はすべての民事上の行為においてイコムを代表する。会長の署名によりイコムは第三者との協約を締結する。会長は総会および執行委員会を招集し、議長を務める。

2名の副会長の任期は3年で、3年毎の総会において選出され、同期間で2期まで再選できる。副会長は会長によって命じられた業務を遂行し、会長が必要とする補佐をおこない、会長が不在の時には会議を招集して議長を務める。

収入役の任期は3年で、3年毎の総会において選出され、同期間で次の1期まで再選できる。収入役は、事務総長と協力してイコムの財政方針に必要なガイドラインを作成して執行委員会の了承を求め、イコムの収支の結果を検討して執行委員会および諮問委員会に定期的に報告をおこなう。

執行委員会幹部（役員により構成される）は緊急の問題に対応し、暫定的な解決をおこなうことができる。幹部によってなされた行動はすべて、緊急事態およびその応急措置に関する説明とともに、最も早い機会に執行委員会全体に対して報告される。

第13条 会計監査

執行委員会は年次会議において、有資格の個人または団体をイコムの監査役に指名し、報酬を定める。

監査役に任命された個人または団体は、イコムの収支について年次報告書を作成する。

第14条 諮問委員会

第1項 構成

諮問委員会はイコムの助言機関である。諮問委員会は国内および国際委員会、地域連盟および加盟機関の委員長（もしくは指名された代表）により構成される。

第2項 諮問委員会の機能

諮問委員会は執行委員会および総会に対して、イコムの方針、事業、手続き、財政について助言をおこない、また規約の改正を提案することができる。同委員会は、執行委員会が勧告するイコムの全体的な利益のためになることがらや活動について助言をおこなう。諮問委員会の活動は次回の会議で承認を得るために総会に報告される。

第3項 役員

諮問委員会の委員長および副委員長は、委員により3年の任期で選出される。諮問委員会の役員は2期連続して務めることができる。

諮問委員会の委員長は委員会の会議を招集し議長を務め、執行委員会の職務上の資格による委員、イコムの選挙担当役、および地域連盟全体の委員会の職務上の資格による委員を務める。

第4項 年次会議

諮問委員会は通常会議を、執行委員会がおこなう会議のうちいずれかと同じ期日と場所において、少なくとも年1回開催する。

第 5 項 執行委員会の候補者

イコム執行委員会の役員および通常委員の候補者は、国内または国際委員会によってのみ指名できる。指名には、それぞれ国内または国際委員会の委員長により署名され、指名委員会に代わって候補者の適格を確認するもう一人の委員によって裏書がされた書面が伴わなければならない。

第 6 項 代理人による投票

諮問委員会の委員（委員長を除く）は委員会の会議に別のイコム会員を代理として出席させることができるが、だれも 1 名を超える委任を受けることはできない。

第 7 項 定足数と多数

諮問委員会の会議の定足数は、出席している委員および代理の半数（50%）である。もしこの定足数に達しない場合は諮問委員会は同じ場所に 24 時間以内に再び召集される。そのとき出席者が何名であろうと諮問委員会は討議をおこなう権限を持つ。諮問委員会の決定は出席者および代理の人数の単純多数によりおこなわれる。

第 15 条 国内委員会

国内委員会は、ひとつの国のイコム会員全員によって組織され、執行委員会の認可を得て、その国において博物館および博物館専門職員の利益を代表し、またイコムの活動を企画・実施することができる。国内委員会の活動は「国内委員会の規則」に沿うものでなければならない。

第 16 条 国内連絡員

ある国に国内委員会が存在しない場合、1 名のイコム会員が執行委員会によってその国のイコム国内連絡委員に任命され得る。

第 17 条 国際委員会

国際委員会は、執行委員会の認可を得て、事業や活動の実施および同じ学術的・専門的な関心を持つイコムの会員間の通信経路としての役割を果たすことができる。国際委員会の活動は「国際委員会の規則」に沿うものでなければならない。

第 18 条 地域連盟

地域連盟は執行委員会の認可を得て、その地域の国内委員会、博物館ならびに博物館専門

職員の情報交換および協力の場の役割を果たすことができる。地域連盟の活動は「イコム国内委員会地域連盟の規則」に沿うものでなければならない。

第 19 条 加盟機関

執行委員会は、少なくとも 3 分の 2 がこの規約に定義された博物館専門職員または博物館からなる国際組織に、その会員の半数が 1 年以内にイコムの会員になることを条件として加盟機関の地位を与えることができる。

第 20 条 大会

第 1 項 三年毎の集議

イコムは 3 年おきに大会を開催する。

第 2 項 決議

大会は討論中に提案された決議を総会での討議に提出することができる。

第 21 条 運営事務局

第 1 項 役割

運営事務局は、事務総長および他のイコム事務職員から構成されるイコムの運営の中心である。事務局は諸事業を評価・創始し、会員のファイルを扱い、財務を記録・運営し、イコムのアイデンティティーを保護・促進する。

第 2 項 運営

事務総長は、イコムに雇用された最高経営責任者であり、執行委員会に対してイコムの効率的で効果的な運営、イコムの組織としての機能に必要とされる資源および事務局の日常的業務、ならびにイコムの利益の促進、イコム会員、委員会、特別調査委員会、作業部会との連絡に関する責任がある。日常的なことがらについては、事務総長はイコムの会長に直接報告する。

第 22 条 ユネスコーイコム博物館情報センター

第 1 項 管理

ユネスコーイコム博物館情報センターはイコムにより管理される。同センターはイコム会員およびユネスコ職員に記録と文書のレファレンス・サービスを提供する。

第 2 項 職員および資源

事務総長は、ユネスコ－イコム博物館情報センターに対して責任があり、執行委員会が同センターの機能に必要であるとみなす職員と資源とを提供しなければならない。

第 23 条 収入及び支出

第 1 項 収入

イコムの財源は以下のとおりである。

- (i) 会員が納める会費
- (ii) イコムの資産および活動からの収入
- (iii) 直接に受取る補助金および私的な贈与金ならびにイコム財団からの支援金
- (iv) イコムがおこなったサービスに対して契約の範囲内で受け取った支払い金

第 2 項 支出

イコムの財源の使用は、収入役が定めたガイドラインの基に作成され、執行委員会によって承認された年間予算にしたがってなされなければならない。

第 24 条 言語

第 1 項 公用語

英語、フランス語およびスペイン語をイコムの公用語とし、それぞれがイコムの会合において使用できる。

第 2 項 他の言語

総会は、会員がその費用を負担するならば他の言語を採用できる。

第 25 条 方針と手続きの規則

第 1 項 方針の採択

執行委員会は、この規約の条項に効力を与えるために必要とされる方針と規則を採択する。またその改正をすることができる。

第 2 項 手続きの規則

総会および諮問委員会は、その手続きの規則を採択し、またその改正をすることができる。大会はその手続きの規則を採択する。

第 26 条 他の機関との関係

第 1 項 ユネスコ

イコムは、ユネスコと諮問的関係を維持する。

第 2 項 イコム財団

イコムは、イコムの業務を支援するイコム財団と特別なパートナーシップ関係を維持する。

第 3 項 他のパートナー

イコムは適切だと思われる国際組織と仕事上の関係を結ぶことができる。

第 4 項 他の組織の参加

イコムは、公式の関係を結んだ国際組織の代表を大会または他の会合に参加するよう招待することができる。

第 27 条 発効と改正

第 1 項 履行

この規約は総会による採択の後、直ちに発効する。

第 2 項 公文書

イコムはフランスにおいて 1901 年の法律によって管理される団体として登録されているので、この規約のフランス語版が、将来の翻訳のすべてに基づくべき公式の文書となる。

誤解または訴訟が起きた場合、確認の目的でフランス語の規約が参照される。

第 3 項 改正

執行委員会、諮問委員会、国内および国際再委員会、地域連盟、ならびに加盟機関はこの規約の改正を提案することができる。

第 28 条 解散

第 1 項 解散に関する権限

イコムの会員は、臨時総会に出席している構成員またはその代理の 4 分の 3 (75%)

の多数決によりイコムの解散を決定することができる。

すべての構成員が第 10 条第 4 項に従って、順当に召集されなければならない。

第 2 項 イコムの財産

解散時にイコムが所有していた財産はすべて、ユネスコと相談したうえ、団体に関するフランスの 1901 年の法律に準拠して、イコムと同様の目的を持つ機関に譲渡される。

4. 国際委員会の紹介

AVICOM

International Committee for Audiovisual and Image and Sound and New Technologies 視聴覚と新技術国際委員会

AVICOM は、二つのワーキンググループで構成されています。AVICOM 写真ワーキンググループは、全ての視聴覚メディアの基礎である静的写真を専門にしています。ワーキンググループは現在、世界の博物館、文化施設における芸術、記録写真のコレクションについてのテーマ別の目録情報を編集しています。AVICOM マルチメディアワーキンググループは、映画・ビデオ・マルチメディア・インターネットなどの動画を専門としています。夜間ワークショップを開き、学生、一般に最新技術の紹介をしています。また、このワーキンググループは、博物館・文化遺産施設に関する国際オーディオビジュアルフェスティバルを開催し、博物館・文化遺産施設で開発されたマルチメディア作品を促進・普及させると共に、優秀作品に賞を授与しています。そしてフェスティバルで展示されたマルチメディア作品、博物館のインターネットサイト・映画などのカタログを発行しています。

CAMOC

International Committee for Collections and Activities of Museums of Cities 都市の博物館のコレクションと活動に関する国際委員会

CAMOC は、都市に関する博物館に勤務し、または関心を持っているメンバーのためのフォーラムです。構成員はその知識や経験を共有し、意見を交換し、国際間のパートナーシップを広げています。そして、博物館同士の話し合いと協力を勧め、都市の過去・現在・未来をつなぐ独自の資料を収集、保管、展示することを支援し奨励し、それにより、都市の独自性を強化し、その発展に貢献しています。

活動は、年 1 回各国で開催される定例会、ワーキンググループ、会議の会報とニュースレターの出版などです。

CECA

International Committee for Education and Cultural Action 教育と文化活動国際委員会

CECA の会員は、博物館の教育担当者、教育に関心を持つ他の博物館専門職で構成されています。構成員は全ての館種から来ており、博物館教育のあらゆる分野に係わっています。即ち、研究、管理、展示解説、展示、事業、メディア、評価。この委員会の目的は国

際レベルでの博物館教育に関する情報とアイデアの交流、イコムの政策、決定、事業に博物館教育が含まれるようとする事、世界における博物館の教育目的の擁護、博物館教育の専門的基準を高める事等です。CECAは年次会議を開き、その経過は印刷物で発表されています。又、ニュースと「ICOM Education」を年1回発行しています。博物館教育に関する国際的なハンドブックも準備中です。

CIDOC

International Committee for Documentation

ドキュメンテーション国際委員会

CIDOCは、博物館コレクションのドキュメンテーション専門の機関です。本委員会は、ドキュメンテーション、登録、コレクション管理、コンピュータ化に関心のあるキュレーター、図書館員、情報専門家に共同作業の機会を与えます。会員はニュースレターを受領し、年次会議やデータの標準化（文化遺産の一般、固有の両面向けの）、マルチメディア、インターネット等に関する多くの活動的なワーキンググループに参加できます。

CIMAM

International Committee for Museums and Collections of Modern Art

現代美術の博物館とコレクション国際委員会

CIMAMは20世紀の現代美術のコレクションと展示に関する問題を取り扱うフォーラムです。会員（主に現代美術館の館長とキュレーター）は現代美術館が直面する実際的・倫理的、哲学的问题を扱う年次会議に参加できます。これらの会議の議事録は会員に配布されます。

CIMCIM

International Committee for Museums and Collections of Musical Instruments

楽器の博物館とコレクション国際委員会

CIMCIMはすべての国における全ての種類の楽器コレクションと博物館に関する専門的活動を促進、組織化することを目的としています。会員は定期会議やその他の会議に参加し、コミュニケーション、保存、ドキュメンテーション、教育、展示、伝統楽器、訓練、楽器コレクションの国際的目録などのワーキンググループに参加し、その結果の報告書等に貢献しています。会員は各種の研究や文献目録に掲載されている CIMCIM ニュースレターを受取ることができます。

CIMUSET

International Committee for Museums and Collections of Science and Technology

科学技術の博物館とコレクション国際委員会

CIMUSET は、科学技術分野の博物館専門職で構成されています。歴史的資料を収集する伝統的な科学技術博物館と、主として子供と若者に科学技術を普及し、その知識の増進に努める科学センターの双方のためのものです。CIMSET は年次会議を開いています。

CIPEG

International Committee for Egyptology

エジプト学国際委員会

CIPEG の使命はエジプトコレクション、遺跡等の保存関係者間の協力を促進することです。更に、イコムの事業の枠内で、エジプト学会国際協会（IAE）と緊密に協力して、エジプト美術、考古学の、特にちいさなコレクションの保存を支援しています。CIPEG は博物館コレクションにおけるエジプト資料の国際的カタログプロジェクト「Corpus Antiquitatum Aegyptiacarum (CAA)」及びエジプト学のジソーラス（専門辞典）の多国語訳も進めています。又、CIPEG の会員はエジプトにおける博物館的計画も支援しています。これは子供及び、大人のための教育事業の促進や発展も含みます。また、CIPEG は博物館、大学、研究所間の協力にも努めています。会員は年に 1 回のニュースレターを受領し、年次会議への参加ができます。

COMCOL

International Committee for Collecting

コレクション収集に関する国際委員会

COMCOL は、コレクションの収集とコレクション（有形・無形の双方）の発展に係わる実践、理論及び倫理について、議論を深め、知識を分かち合うことを深めることを使命としています。COMCOL は、広い意味でのコレクション収集に関する考え方と経験について、専門的な見地から交換するプラットフォームです。この委員会は、コレクション収集と除外の方策、現在のコレクション収集、文化財の返還、模範となる実践を担当します。COMCOL の目的は、国境を越えた協力と協調を促進し、博物館における革新を涵養し、コレクション発展の職務において、博物館専門職を励まし助けることがあります。COMCOL は、年次総会とワーキンググループを組織し、そのメンバーに対するニュースレターを発行します。

COSTUME

International Committee for Museums and Collections of Costume

衣装の博物館コレクション国際委員会

COSTUME は衣装の全分野に於ける研究、解説、保存等の博物館専門職のフォーラムを実施しています。委員会への参加は、研究プロジェクト、展示、保存、保管技術等の専門知識を共有したい方へ開かれています。情報の普及は、専門小委員会の装置、パンフレット、ニュースレター、研究論文出版により行われます。年次会議会報がくばられ、時宜に適したテーマに関連した討論がされています。

DEMHISt

International Committee for Historical House Museums

伝統建築物に関する博物館国際委員会

DEMHISt は、伝統建築物（house museum）の運営、保存等の基準について論議し、提案するフォーラムです。伝統建築物（house museum）とは、家具、装飾、収蔵品なども含めて創設当時の生活の状況を歴史的意味を持たせて、保存されている建造物です。本委員会の主な目的は多種多様の伝統建築物（house museum）を方法論により分類する事です。伝統建築物で展示される美術的豊かさを考慮して、本委員会は会議を組織し、地域保護、復元、警備、教育、コミュニケーション等の事項を討議し、解決案を提示します。

GLASS

International Committee for Museums and Collections of Glass

ガラスの博物館・コレクション国際委員会

GLASS は古代より現在までの全世界のガラス器の研究を専門的に行う委員会です。会員はガラスを主として専門とする学芸員及び保存専門家で構成されます。会員はニュースレターを受領し、年次会議に参加できます。

ICAMT

International Committee for Architecture and Museums Techniques

建築と博物館技術国際委員会

ICAMT は、博物館建築、企画、建設、事業編成、その他展示製作やデザインのあらゆる側面に关心を持つすべての人たちに、アイディアや知識を交換するフォーラムを提供しています。この委員会では、展示製作に使用する基本素材から展示解説の哲学的側面まで、あらゆる事柄について話し合います。ICAMT ではニュースレター「Brief」を年 2 回発行

しています。年次会議、委員会の理事会やワーキンググループの会議では、会員に協力の機会を提供しています。

ICDAD

International Committee for Museums and Collections of Decorative Art and Design

応用美術の博物館・コレクション国際委員会

ICDAD は、博物館・家屋・城・歴史的記念物などに保存されている応用・装飾美術の博物館とコレクションを専門としています。この委員会では、歴史的な室内装飾、応用美術コレクション、現代のデザインに関心を持っています。会員は年次会議に出席し、この会議中、提案したテーマについて短い講演を行うことができます。さらに、この会議期間中、メンバーは博物館、歴史的な建造物や記念物、芸術家やデザイナーのワークショップ、ギャラリー、個人コレクションの団体訪問に参加できます。

ICEE

International Committee for Exhibition Exchange

展示交流委員会

ICEE は、展示に関する知識と経験の普及のためのフォーラムです。この委員会では展示の開発・巡回・交換のさまざまな側面を扱います。また、既存の移動展示会やその可能性についての情報収集も行っています。年次会議では、展示の企画に携わる博物館専門職に、討論や貴重なネットワークづくりの機会を提供しています。最近開始した出版物シリーズでは、具体的な問題点についての情報や実践的な解決策を提供し、専門職の人たちが有益で、情報に富み、費用効率の良い展示を構成するのを支援しています。

ICFA

International Committee for Museums and Collections of Fine Arts

美術の博物館・コレクション国際委員会

ICFA は古典の大家及び 19 世紀の油絵等を所蔵する博物館・美術館に働く専門職員によって構成されています。毎年年次会議を開き重要問題の討議、会員相互の意見の交換等の機会を提供します。最近の会議に議題は、『東ヨーロッパの博物館コレクション』、『博物館設計と建築』、『美術品の不法な取引』でした。

ICLM

International Committee for Literary Museums

文学博物館国際委員会

ICLM の主たる目的は、文学に関する、歴史・伝記の博物館、及び作曲家の博物館のための、研究、出版、展示、教育等の活動を促進することにあります。会員は 25 カ国からの学芸員で構成されます。会員は、年 1 回のニュースレターの受領、年次会議そしてワーキンググループ活動に参加できます。

ICMAH

International Committee for Museums and Collections of Archaeology & History

考古学と歴史の博物館とコレクションの国際委員会

ICMAH は、考古学と歴史の博物館を専門としています。文化遺産を解説・紹介・保管する機構として、こうした博物館では人間と人間が暮らす社会や環境との複雑な関係を解説しています。ICMAH では歴史の解釈に关心を持っており、学際的な枠組みの中でさまざまな研究方法を開発する活動を行っています。また、この委員会では考古学を歴史研究に欠かせない側面としてとらえています。ICMAH は、考古学と歴史の博物館に相互コミュニケーションの機会を与え、アドバイスや情報を提供しています。ICMAH ではニュースレター「ICMAH Information」や会議の議事録を発行しています。さらに、数多くのワーキンググループを編成し、年次会議を開催しています。

ICME

International Committee for Museums and Collections of Ethnography

民族学の博物館・コレクション国際委員会

ICME は、地方・各国・国際の文化に由来する民俗学に関する博物館とコレクションを専門とします。本委員会は、世界的変動の中での民族学博物館とコレクションが持つ問題について関心を持ちます。ICME は、会員に委員会の活動をニュースレターで伝えます。年次会議は特定の議題を取り上げ、ワーキンググループは現在の関心事項をトピックとして設けられます。

ICMEMO

International Committee for Memorial Museums in Remembrance of the Victims of Public Crimes

公共に対する犯罪犠牲者追憶のための記念博物館国際委員会

IC MEMO は 2001 年 7 月に設立されました。この新しい委員会は、歴史に関する信頼にたる記憶を培い、記録し、UNESCO の主たる目的でもある「平和」のために、教育と知識の活用を通じて文化的な強調を推進することを目指しています。これら記念博物館の目的は、国家の、社会的に定められ、イデオロギー的に動機付けられた犯罪を記録することにあります。施設は多くの場合、犯罪がなされた歴史的場所や生存犯罪被害者が追悼のために選んだ場所に位置しています。これらの博物館は歴史的な見通しを保持しつつ、現在へと強く結びつけるような方法で、歴史的に出来事についての情報を伝達しようと努めています。

ICMS

International Committee for Museum Security

博物館保安国際委員会

ICMS には保安・防火・防災の分野の専門職やスペシャリストが参加しています。ICMS の目的は、教育・研修・援助を提供して、盗難・野蛮行為・火事・破壊から人間や文化財産を保護することです。ICMS が設置しているワーキンググループには、物理的セキュリティ、技術的セキュリティ、防火セキュリティ、防災体制、研修、出版物、規則などに関するものがあります。委員会のメンバーはセキュリティに関する出版物やニュースレターを受け取ります。メンバーは年次会議に出席することができ、この会議では博物館セキュリティの世界的な状況や最近の盗難などについて、討論・分析が行われます。この会議は年ごとに異なる国で開催されています。さらに ICMS は、米国博物館セキュリティ会議と協力して、ワシントン DC で展示会を開いています。この委員会は、ICOM とその会員にとって、セキュリティ・防火・防災の問題に関する最も大切なアドバイザーの役割を果たしています。

ICOFOM

International Committee of Museology

博物館学国際委員会

ICOFOM は博物館学に関する討議のための国際的なフォーラムです。最も広い意味では、博物館学とは、文化・自然遺産の保護・解説・コミュニケーションに関する人間の個

別または集合的なあらゆる行動に対する理論的探求を扱うものであり、特定の人間と対象物との間に生じる社会的なコンテクストを扱うものです。博物館学の分野は博物館自体の研究よりもはるかに幅広いのですが、中心となるのは社会における集団記憶の保管場所としての博物館の持つ機能・活動・役割です。ICOFOM はさまざまな博物館専門職の研究も行っています。主なテーマには理論と実践の相互関係があります。博物館の仕事の実践的な側面は、博物館記述学（ミューゼオグラフィ）や展示記述学（エキスポグラフィ）と呼ばれています。年次会議の記録はすべて ICOFON Study Series の中で発表されています。ニュースレターでは常に最新の動向を会員に知らせています。

ICOMAM

International Committee for Museums of Arms and Military History

武器と軍事に係わる博物館国際委員会

ICOMAM は、武器、甲冑、火器、要塞、軍服や旗に関する研究を促進し、そのような武具の修復保存に携わる団体と博物館との関係を発展させ保持することを目指しています。ICOMAM は博物館学の分野において、この特定主題を包括的に扱う団体としては、唯一の国際的な組織であります。ICOMAM は 3 年に一度、関連する議題を掲げて会議やシンポジウムを開催しています。武具の修復と調査に対する委員会の取り組みは、科学的・客観的・人道的なものです。委員会は、設置目的の範囲内で歴史的文脈において、世界史上の重要性に目を向けながら、兵器について考察します。ICOMAM は社会学的文脈の中で、政治、経済、社会、芸術における役割を検証しながら兵器を調べることにも、等しく関心を持っています。委員会は、軍事史と軍事博物館のコレクションが私たちの文化遺産の一部であることを明らかにしたいと思っています。

ICOM - CC

International Committee for Conservation

保存国際委員会

ICOM-CC は 23 のワーキンググループを持ち、保存専門家、科学者、博物館専門職、その他の専門職に協力と文化的、歴史的に重要な作品の保存と分析を促進する機会を提供しています。会員は、役員会、及びワーキンググループのニュースレター及び 3 年次会議の事前資料で ICOM - CC の活動を知ることができます。会員は他の専門的な国際会議にも参加できる。過去 10 年間に約 1,000 の専門的な発表がなされ、出版されています。

ICOMON

International Committee for Money and Banking Museums

貨幣博物館国際委員会

ICOMON は貨幣博物館（独立した施設、またはより大きな一般的コレクションの一部としての）、金融・経済機関または企業の博物館、のために創設されました。ICOMON は会員の持つ博物館に関する問題を専ら扱い、収蔵資料の取得・保存、盗難、管理、教育プロジェクト、構想、プレゼンテーションと展示、環境条件コントロールなどを討議するフォーラムです。本委員会は、より広く、あるいは深く討議する機会を設けます。年次会議を開催します。

ICR

International Committee for Regional Museums

地方博物館国際委員会

ICR は世界で最も数の多い、地方博物館のために創設されました。地方博物館は不便な地域、広い地域のいずれのためにもあります。ICR は、地方博物館と地域との関係、歴史、環境、社会的発展、そして言語について関心を持ちます。特に数百万の人々の基本的なアイデンティティーに影響を与えてきた、社会的、政治的変動期における地方博物館の挑戦、哲学、方法論、国際協力に関心を持ちます。ICR は、年 2 回のニュースレターの発行と、年次会議を開催しています。

ICTOP

International Committee for the Training of Personnel

研修国際委員会

ICTOP の主な目標は、博物館専門職の研修、専門性の開発、全経歴を通しての職業基準の確立の促進にあります。ICTOP は他の ICOM 国際委員会と密接に交流し、この目標達成に向けて活動しています。その活動には、年 2 回、ニュースレター『International Directory of Museum Training』の発行をすると共に、年次会議、会合を開催する事が含まれます。また、ICTOP は専門職研修のカリキュラム提案作成のアドバイザーとしても活動しています。

INTERCOM

International Committee on Management

運営管理国際委員会

INTERCOM は全世界の博物館の健全な運営管理を目指しています。本委員会の主たる目的は、管理面としての政策形成、立法、資産管理です。また、イコム職業倫理規定実行の監督も行います。

MPR

International Committee for Marketing and Public Relations

博物館マーケティング・PR 国際委員会

MPR は、博物館におけるマーケティング、コミュニケーション、開発（基本調達）部門の博物館専門職により構成されます。MPR では会員に対し、専門能力の成長、優れたコミュニケーションとマーケティング能力の向上の実施、そして専門職間のネットワークの促進の機会を提供します。ICOM が必要とする場合は、そのアドバイザーを務めます。MPR は、電子メディア、書籍の発行、ニュースレターにより、会員、または他の専門職に対し情報を提供します。本委員会は博物館のコミュニケーション、そしてマーケティングの専門職と他の分野の人々との交流会議を計画し、実施します。

NATHIST

International Committee for Museums and Collections of Natural History

自然史の博物館・コレクション国際委員会

NATHIST は、博物館のコレクションおよび自然環境での生物学的多様性の保全、世界の自然遺産の科学的研究、博物館の展示・会議・実地見学などを通じた幅広い大衆の教育に関心を持っています。ニュースレターでは、委員会の構成員間のつながりを保つようにしています。また自然とその保護へ関心の高まりにより益々求められています。この委員会では年次会議を開催しています。

UMAC

International Committee for University Museums and Collections

大学付属の博物館とコレクション国際委員会

UMAC は学術的な博物館・美術館やコレクション（植物園を含む）で働く、もしくはその業務に関わっているすべての人々のためのフォーラムです。UMAC は高等教育機関や、それが奉仕する地域社会におけるコレクションの役割に関心を持っています。委員会は、

コレクションのもつ資源的価値に関して提携の機会を確認したり、知識や経験を共有したり、コレクションへのアクセスを広げるための場をメンバーに提供します。その目的は大学の管理下にある遺産を保護することです。UMAC はその目的を遂行するために年間を通してあらゆる方法でメンバーと連絡をします。UMAC は必要があれば、その任務の範囲内で ICOM や他の職業団体へアドバイスを行います。

6. イコム日本委員会規定

(名称・事務所)

第1条 この会は、イコム（国際博物館会議）日本委員会という。

第2条 この会は、事務所を財団法人日本博物館協会内におく。

(目的・事業)

第3条 この会はイコム規程に従いその目的達成を図ると共に、国内における会員の活動の向上に資することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. イコムとの連絡および情報の交換
2. イコム本部事業への参画
3. 関連する他の国内、国際機構への協力
4. 会員の国際的活動に対する援助
5. 出版に関する事業
6. 機関誌の発行、情報・資料の調査・収集および伝達
7. その他必要な事業

(組織)

第5条 この会はイコムの個人会員、団体会員、賛助会員として認められた国内イコム会員よりなる。会員のうちから15名以内の委員を委員会が選出する。

会員はイコム規約第2条、第6条に該当する博物館関係者で、入会を申し出、委員会が承認したものとする。

賛助会員は、この会の趣旨に賛同し、事業を援助するもので、委員会が推薦したものとする。

(権利・義務)

第6条 会員はイコムの総会および所属する国際委員会において投票権を有する。

会員・賛助会員は、イコムの国内、および国際会議に出席することができる。

会員・賛助会員はイコム本部または日本委員会が発行する刊行物その他の資料の配布をうける。

第7条 会員・賛助会員は日本委員会の承認を経てイコム本部に登録される。

会員および賛助会員の代表は、その選択する国際委員会に所属し、イコムの事業に参加

する。

第8条 会員は別に定める会費を負担するものとする。賛助会員は別に定める賛助会費を負担するものとする。

(役 員)

第9条 この会に委員長1名、副委員長5名、監事2名をおく。委員長および副委員長は委員の互選により定める。監事は会員の中から委員会が選出する。

第10条 役員および委員の任期は2ヶ年とする。

(役員の職務・権限)

第11条 委員長は会務を総理し、会を代表し、会議を召集し、議長となる。

副委員は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代理する。監事は会務・会計を監査し、総会に報告する。

(会 議)

第12条 委員は委員会を組織し、毎年1回以上委員会を開催する。

委員会は予算、事業計画を定め、役員を選出し、会員の資格を審査し、承認し、会費の額を定め、その他本運営の責に任ずる。

第13条 会員および賛助会員は委員会にオブザーバーとして出席することができる。

第14条 会員総会は毎年1回開催する。

総会は会務の報告をうけ、決算を承認する。

第15条 委員会は委員の1/3(委任を含む)以上の出席をもって成立する。

総会は会員の10%(委任を含む)以上の出席をもって成立する。ただし、この場合は5人以上の会員の出席を必要とする。

第16条 議事は出席者過半数の賛成をもって決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 委員長は委員の3分の1以上が、会議の目的を示して請求したとき、臨時にそれぞれ委員会または委員会または会員総会を召集しなければならない。

(財政・会計)

第18条 この会の会費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

第19条 この会の資金は現金及び銀行預金とする。

第20条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(顧問・名誉会員)

第 21 条 この会に顧問および名誉会員をおくことができる。

顧問は役員または委員としてとくに功労のあった者を委員会に諮って委員長が委嘱する。

名誉会員は会員として永く貢献した者を委員会において推薦決定する。

顧問は委員会の要請により本会の議会に出席して意見を述べることができる。

(資格の喪失)

第 22 条 会員および賛助会員で会費を滞納し、または会員および賛助会員として適當と認めがたいことがあったときは、委員会はこれを除名することができる。

第 23 条 第 4 条の事業を行なうため必要に応じ、専門部会を設けることができる。

第 24 条 この会に書記若干名をおく。

書記は委員長の指揮を受け、この会の事務を処理する。

附 則

第 25 条 この規程の改正および規程施行のため必要な事項は総会で定める。

改正案は 28 日前までに会員に配布される。規約の採用及び改正は会員の 1/3 (委任を含む) 以上の出席、出席した会員の 3/4 以上の承認を必要とする。再改正案は些細である場合のみ、その総会で改正できる。これが些細か否かは議長が決定する。

第 26 条 この規程は昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。

(昭和 50 年 5 月 8 日一部改正)

(昭和 55 年 4 月 1 日一部改正)

(昭和 58 年 4 月 13 日一部改正)

(昭和 59 年 6 月 12 日一部改正)

(平成 5 年 5 月 25 日一部改正)

7. 会費に関する規則

(昭和 46 年 4 月 1 日施行)

(昭和 50 年 5 月 8 日改訂)

(昭和 55 年 4 月 1 日改訂)

(昭和 58 年 4 月 13 日改訂)

(平成 2 年 5 月 26 日改訂)

(平成 5 年 5 月 25 日改訂)

(平成 13 年 5 月 29 日改訂)

第 1 条 入会金は入会が承認されたとき、その年度の会費とともに納入するものとする。

第 2 条 会費は毎年度を 4 月中に指定金融機関に払い込むものとする。

但し、直接納金も差し支えない。

第 3 条 入会金および会費は次の額とする。

1. 入会金

個人会員・団体・賛助会員とともに 5,000 円とする。

2. 会費（年額）

1. 会費はイコム本部会費に 20% 加えた額とする。

2. 会費は毎年 3 月下旬本部に一括送金する日のレートで請求するものとする。

3. 年度途中の入会については、入会金及び年会費とともに、本部への送金手数料・郵送料等を加えて請求される。

第 4 条 一旦納入した入会金および会費は返済しない。

第 5 条 イコム本部会費については、定められた額を会費のうちからあてるものとする。

第 6 条 この規定は昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。

8. ICOM 日本委員会沿革

西暦	委員長	主な事項
1951	中井 猛之進	5月9日 日本委員会の設立
1952	浅野 長武	2月1日 本部より加入を承認される
1960		9月4日～10月1日 アジア太平洋地域博物館セミナーの開催
1967		11月28日～12月13日 東洋美術保存修復専門家会議の開催
1969	稻田 清助	
1971	福田 繁	4月1日 事務局を日本博物館協会に設置する
1973		11月13日～17日 ACCUと共に、博物館活動の近代化に関するアジア地域懇談会の開催（東京）
1975		3月22日～27日 ACCUと共に、アジア地域博物館職員訓練計画会議開催（於・東京、京都）
1980		5月27日～6月1日 ACCUと共に、アジア地域博物館職員訓練計画会議開催（東京、京都）
1983		10月3日～10月27日 文部省・ACCUと共に、アジア地域博物館中堅職員研修セミナー開催（東京、奈良、大阪、京都）
1986	犬丸 直	
1987		アジアパシフィック地域代表部となる（～1990） 10月26日～29日 アジアパシフィック博物館代表者会議（東京）の開催 9月23日～30日 アジアパシフィック地域総会（北京）の開催
1990	井内 慶次郎	5月8日～19日 CIMCIM国際会議の開催

1993	佐野文一郎	
1994		4月12日～17日 COSTUME国際会議の開催
		9月26日～30日 CIMAM国際会議の開催
1996	坂元弘直	
2001	林田英樹	
2002	佐々木正峰	

9. イコム職業倫理規定

2004年10月改訂

国際博物館会議

ICOM Code of Ethics for Museum 2004 Edition

International Council of Museums

イコム日本委員会

Japanese National Committee

for ICOM

イコム職業倫理規程（2004年10月改訂）

目 次

はじめに 会長 ジェフレイ・ルイス

前説

- イコム職業倫理規程の地位
- 博物館のための最低基準
- イコム職業倫理規程の翻訳

用語解説

セクション

1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する
 - ・施設の地位
 - ・物的資源
 - ・財源
 - ・人員
2. コレクションを信託を受けて保有する博物館は社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである。
 - ・収蔵品の取得
 - ・収蔵品の除去
 - ・収蔵品の管理
3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ
 - ・主要な証拠
 - ・博物館の収集と研究
4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、楽しみ、理解し、管理する機会を提供する。
 - ・陳列と展覧会
 - ・他の資源

5. 博物館の資源は他の公的サービスや利益の機会を提供する。

- ・鑑定サービス

6. 所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行
う博物館の業務

- ・収藏品の起源
- ・奉仕される地域社会への敬意

7. 博物館は法律に従って事業を行う

- ・法的枠組み

8. 博物館は専門的に事業を行う

- ・専門職的行動
- ・利害の衝突

はじめに

イコム職業倫理規程の今回の版は 6 年に及ぶ改訂作業の到達点である。イコムの「規程」を当時の博物館の実践に照らして全面的に見直したのち、旧版に基づいた改訂版が 2001 年に発行された。そのときに想定されていたように、これは完全に形式を改め、博物館専門職の姿と感触を与え、専門職業実践の基本理念に基づいて一般的な倫理の指針を提供するように作られた。この「規程」は 3 期にわたりイコム会員に諮られ、2004 年のソウルにおける第 21 回総会において喝采とともに承認された。

この文書の全体の精神は、社会、地域社会、公衆とそれらのさまざまな構成員への奉仕および博物館の実践者の専門職意識である。新しい構成、主要な点の強調と短くなった文の各段落の結果、規定全体に強調の変化が起きたが、まったく新しいものはきわめて少い。あたらしい特徴は 2.11 項と 3、5、および 6 セクションに略述した基本理念である。

イコム職業倫理規程は、国レベルの法律では多様で一貫性に乏しい公的な規定の主要な部分における専門職の自己規制の手段を提供する。それは、世界中の博物館の専門職員が無理なく待ち望んでいる行動および実践の最低基準を設定したものであり、博物館の職業に求められる理にかなった公衆の期待を表明したものである。

イコムは、1970 年に「資料取得の倫理」を出し、「倫理規程」の完全版を 1986 年に発行した。現在の版およびその 2001 年の暫定版はそれら以前の仕事に負うところが大きい。しかし、改定と再構成の大半の作業は現在の倫理委員会のメンバーが受け持ったのであり、実際の会合や電子手段を通じてのそれにおける彼らの貢献と、目標と日程に合わせようとする彼らの決意に対し感謝の意を表する。

旧版同様、今回の「規程」は世界中どこでも利用できる最低基準を提供するもので、各国および専門家の団体は、これを基にそれぞれの特有な要求を満たすものを作成することが可能である。イコムは、固有な要求を満たす各国および専門家の倫理規程の展開を奨励し、その文書の提供を受けたいと思う。これらは Maison de l'Unesco, 1 rue Miollis, 75732 Paris Cedex 15, France のイコム事務局あてに送付願いたい。E-メールは secretariat@icom.museum

会長

ジェフレイ・ルイス

イコム倫理委員会（2001年から2004年）：

会長：Geoffrey Lewis（英国）

会員：Gary Edson（米国）、Per Kaks（スウェーデン）、Byung-mo Kim（韓国）、Pascal Makambila（コンゴ）、－2002年から；Jean-Yves Marin（フランス）、Bernice Murphy（オーストラリア）、2002年まで；Tereza Scheiner（ブラジル）、Shaje'a Tswhiluila（コンゴ民主主義共和国）、Michel Van Praet（フランス）

前説

イコム職業倫理規程の地位

イコム職業倫理規程は国際博物館会議が制作したものである。これはイコムの規約の中に言及される博物館のための倫理の声明である。この「倫理規程」は、国際的な博物館共同体で一般に受け入れられている基本理念を反映している。イコムの会員であることおよびイコムへの年会費の納入はこの「倫理規程」の肯定を意味する。

博物館のための最低基準

この「規程」は博物館のための最低基準を提示したものである。望ましい職業的実践のガイドラインに裏付けられた一連の基本理念として表されている。国によっては、最低基準が法律、または国の規則で規定されている場合がある。また、最低基準に関する指導または評価が「認可」、「登録」もしくは類似の評価的措置の形で行われる国もある。こうした基準が国内で規定されていない場合には、イコム事務局、イコム国内委員会、または適切なイコム国際委員会を通じて指導を受けることができる。また、個々の国と博物館と関連する専門的な事柄に関する組織もこの「規程」を追加の規程を作るうえで基本とすることも意図されている。

イコム職業倫理規程の翻訳

イコム職業倫理規程は英語、フランス語、スペイン語の3ヶ国語で出版されている。イコムはそのほかの言語に「規程」を翻訳することを歓迎する。ただし、翻訳は少なくともその言語が通常第一言語として話されている国の、ひとつの国内委員会によって裏書された場合のみ「公式」とみなされる。一ヵ国以上で話される言語はそれらの国の国内委員会にも相談することが望ましい。公式の翻訳を提供するに当たっては、語学および職業的な

専門性を要することに注意が払われなければならない。翻訳に使用した言語版と関与した国内委員会の名前を示すこと。これらの条件は、この「規程」もしくはその一部の、教育的仕事もしくは研究目的の翻訳を制限するものではない。

用語解説

鑑 定	資料または標本の真正の認定および評価。国によってはこの用語は、申し出のあった贈答品の税制上の優遇措置適用に当たっての独立した評価のために用いられる。
利害の衝突	個人もしくは私的利害が存在するために、業務執行上原則の衝突が生じ、意思決定の客観性が制限され、もしくは制限されるように見えること。
取 引	個人もしくは施設の利益のための物品の売買。
正当な注意義務	一定の決定をおこなう前に問題の事実関係を明らかにするためにあらゆる努力を払うという必要条件。とくに、資料の取得もしくは使用の申し出がおこなわれた際、承諾前に当該資料の出所および経歴を明らかにすること。
保存・修復者	文化財の技術的調査、保護、保存、修復をおこなう資格がある博物館または独立した職員。詳しくはイコムニュース 39 (1) 5-6 ページ (1986 年) 参照
文 化 遺 産	美的、歴史的、科学的もしくは精神的に重要であるとみなされるあらゆる概念または事物。
管 理 機 関	博物館の権能を付与する規則によって、博物館の存続、戦略的発展、財源に責任あると規定された人々あるいは組織。

収 益 活 動	施設のための財政上の利得もしくは利益を目的とする活動。
法 的 権 利	当該国における財産を所有する法的権利。国によっては、これは付与される権利であり正当に努力した探索の要求を満たさないかもしれない。
最 低 基 準	すべての博物館とその職員がそこに達したいと思うことを期待することがもっともである基準。
自 然 遺 產	学術的意義を持つまたは精神的な表明を示す、すべての自然物、現象、もしくは概念
博 物 館 (注 1)	博物館とは社会とその発展に奉仕する一般に公開された非営利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娯楽のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである。
博物館専門職員 (注 1)	博物館専門職員は、博物館の運営と活動に関連する分野で専門的な訓練を受けるかもしくは同等の実際的な経験を持つ、博物館およびイコム規約の第二条第 1、2 項に規定された施設の職員（有給、無給を問わず）と、施設に属さない、イコム職業倫理規程を尊重し博物館および上に引用した規約に規定された施設のために働く人々で構成するが、博物館や博物館のサービスに必要な商業生産品および設備を促進もしくは販売する人々を含まない。
非 営 利 団 体	(剩余金もしくは利益を含む) 収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。
資 料 の 由 来	資料の発見もしくは作成時から現在までの全経緯および所有権の経緯。これに基づきその資料の真正および所有権が決定される。
有 効 な 所 有 権	資料の発見もしくは作成からの完全な由来によって裏づけされた、議論の余地のない物品を所有する権利。

注1：「博物館」と「博物館専門職員」の用語は、この「倫理規程」を解釈するための暫定的な定義であることに注意する必要がある。「イコム規定」に用いられている「博物館」及び「専門的博物館従業者」は、同規程の改定が完全になされるまでなお有効である。

セクション

1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する

基本原則：博物館は有形、無形の自然および文化遺産に対する責任がある。管理機関および博物館の戦略的な指示と監督に係る者はこの遺産を保護し、助長する主たる責務を負う。それと同時に、人的、物的、金銭的資源を活用できるようにする責務を負う。

施設の地位

1. 1 権能を付与する文書

管理機関は、博物館がその法的地位、使命、永続性、非営利的性格を明確に述べた、国の法に従った、文書化され公表された規則、規約あるいはその他の公文書を持つことを保証しなければならない。

1. 2 使命、目標、方針の声明

管理機関は、博物館の使命、目標および方針ならびに当該管理機関の役割および構成を明確に記した声明を作成し、公表し、従うべきである。

物的資源

1. 3 土地建物

管理機関は、博物館がその使命に規定された基本的な機能を果たすためにふさわしい環境を備えた十分な土地建物を保証するべきである。

1. 4 アクセス

管理機関は、博物館とその収蔵品が適切な時間帯に一定の期間すべての人に公開されることを保証すべきである。特殊なニーズを持った人々には特別の配慮がされなければならない。

1. 5 健康と安全

管理機関は、施設の健康、安全および利用可能性に関する基準が職員と来館者に適用されるよう保証するべきである。

1. 6 災害に対する保護

管理機関は、公衆および職員、収蔵品とその他の資源を自然および人為的な災害から保護するための方針を立て、それを維持するべきである。

1. 7 警備の条件

管理機関は、収蔵品を展示、展覧会、作業または収蔵区域および輸送時における盗難または破損から守るために適切な警備を保証するべきである。

1. 8 保険および補償

商業的な保険が収蔵品に利用される場合、管理機関は、その適用範囲が十分で、輸送中または貸与の物および現在博物館が責任を負うべき他のものを含むことを保証するべきである。補償制度が使用される場合、博物館の所有でない資料が十分に包含されている必要がある。

財源

1. 9 資金の確保

管理機関は、博物館の活動を実施し、発展させるために十分な資金を確保するべきである。すべての財源は専門的に説明できるようにすべきである。

1. 10 収益の方針

管理機関は、その活動により生じる、もしくは外部の財源から受け取る収入の出所に関して書かれた方針を持つべきである。資金の出所別にかかわらず、博物館は行事、展覧会および諸活動の内容と廉直性を維持するべきである。収益活動は施設およびその公衆の水準を危うくするものであってはならない。(6. 6 を参照)

人員

1. 11 雇用の方針

管理機関は、人事に関するすべての措置が博物館の方針および適性かつ適法な手続きにしたがってとられるように保証するべきである。

1. 12 館長もしくは首長の任命

博物館の館長もしくは首長は重要な職であり、任命に際して管理機関は、その職責を効果的に果たすために必要な知識および技能に配慮すべきである。これらの資格には、倫理行

動の高い基準に加えて十分な知的能力と専門的な知識が含まれるべきである。

1. 1.3 管理機関へのアクセス

博物館の館長もしくは首長は、関連管理機関に直接の責任を負い、直接アクセスができないことはならない。

1. 1.4 博物館職員の有資格性

すべての責任を果たすのに必要な専門知識を有する、資格を持った職員を雇用することが必要である。(2. 1.8、2. 2.4、8. 1.2も参照のこと)

1. 1.5 職員の訓練

有効な労働力を維持するためにすべての博物館職員の継続的教育と専門的発達の十分な機会が用意されるべきである。

1. 1.6 倫理的矛盾

管理機関は、本「職業倫理規定」または国の法律もしくは専門職に関する倫理規定の諸条項と矛盾すると考えられる行為を一切、博物館職員に要求してはならない。

1. 1.7 博物館職員とボランティア

管理機関は、博物館の専門職員とボランティアの間に前向きな関係を促進するような、ボランティアの活動に関する書かれた方針を持つべきである。

1. 1.8 ボランティアと倫理

管理機関は、ボランティアが博物館および個人的な活動を行うとき、イコムの職業倫理規程および他の適用されうる規定や法に精通していることを保証すべきである。

2. コレクションを負託を受けて有する博物館は、社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである。

基本原則：博物館は、自然、文化、学術遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上をおこなう義務がある。彼らの収蔵品は有意義な公的遺産であり、法において特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正当な所有権、永続性、文書化、アクセシビリティーおよび信頼できる処分を含む管理の観念が内

包されている。

収蔵品の取得

2. 1 収蔵品に関する方針

各博物館の管理機関は、収蔵品の取得、保持、利用に関する文書化された収蔵品の方針を採択し、公表すべきである。方針は、カタログ化、保存、展示されない資料の位置を明確にすべきである。(2. 7と2. 8を参照のこと)

2. 2 有効な所有権

取得しようとする博物館が有効な権利を保有できることを納得しない限り、品物あるいは資料を購入、寄贈、貸与、遺贈または交換によって取得するべきでない。ある国における法にかなった所有権が、必ずしも有効な権利とはかぎらない。

2. 3 資料の由来と正当な注意義務

購入、寄贈、貸与、遺贈、もしくは交換の申し入れがあった資料もしくは標本は、すべて取得の前に、その原産国もしくは適法に所有されていた中継国（博物館の自国も含む）から違法に取得もしくは輸入されたものでないことを確認するためにあらゆる努力を払うべきである。これに関して、正当な注意義務を払ってその物件の発見もしくは制作以来の由来を明らかにするべきである。

2. 4 無認可のもしくは非学術的なフィールドワークに由来する資料と標本

博物館は、それが取得された際に記念物、考古学的あるいは地学的要地もしくは種および自然生息地に対する無認可の、または非学術的な、もしくは意図的な破壊または損傷が伴っていたと確信するに足る合理的な要因がある場合は、かかる資料を取得してはならない。同様に、発見されたものが土地の所有者もしくは占有者、または、適当な法的もしくは行政上の責任機関に通知されていない場合、その取得は行われてはならない。

2. 5 文化的に慎重さを要する資料

遺骸および神聖な意義を持つ資料は、安全に所蔵されかつ敬意のこもった保管が可能な場合のみ取得されるべきである。これは専門職業上の基準に則り、かつ知られている場合にはそれらのものの由来する地域社会あるいは、民族的もしくは宗教的団体の構成員の利益と信仰に矛盾しない方法で達成されなければならない(3. 7および4. 3も参照のこと)。

2. 6 保護された生物学的もしくは地学的資料

博物館は、地方、国、地域の、もしくは国際的な野生生物保護または自然史保存に関する法あるいは条約に違反して、収集、販売、もしくはそのほかの方法で移転された生物学的もしくは地学的資料を取得するべきではない。

2. 7 生きている収蔵品

収蔵品が生きている植物または動物標本を含むときはそれらが由来する自然的および社会的環境、および地方、国、地域の、もしくは国際的な野生生物保護または自然史保存に関する法あるいは条約に特別の配慮をするべきである。

2. 8 作業用収蔵品

収蔵品に関する方針は、品物自体よりも文化的、学術的もしくは技術的な過程の保存のほうに力点が置かれているような、あるいは品物や標本が通常の取り扱いおよび教育の目的で集められるような、あるタイプの作業用収蔵品について特別な配慮を含むことができる。

2. 9 収蔵品に関する方針の枠外の取得

博物館の収蔵品に関する公にされた方針の枠外で、資料もしくは標本を取得することは、例外的な状況においてのみなされるべきである。管理機関は、知ることができる専門的な意見および関心をもつすべての関係者の見解を考慮すべきである。考慮には、その文化もしくは自然遺産に関する状況およびそのような資料を収集している他の博物館の特別の関心が含まれる。そのような場合にも、正当な権利を伴わない資料もしくは標本を取得すべきではない。

2. 10 管理機関の構成員もしくは博物館職員による取得

販売あれ、寄贈あれ、または税金免除を伴う寄贈としてあれ、管理機関の構成員もしくは博物館職員あるいはその家族およびこれらの人々と親しい人々からの資料の取得の際には、特別の注意が要求される。

2. 11 最後の手段の保管所

この倫理規程のどの部分も、博物館が適法な責任を有する領域からの、由来不明の、不法に収集もしくは取得された標本もしくは資料のための承認された保管場所となることを妨げるべきではない。

収蔵品の除去

2. 1 2 処分に関する法的もしくはその他の権限

博物館に処分を許可する法的権限がある場合、もしくは博物館が処分を条件に資料を取得した場合にも、法的もしくはその他の要件および手順は完全に遵守しなければならない。最初の取得が義務的もしくはその他の制限を伴ったものである場合、そのような制限の遵守が不可能または博物館にとって大きな損害であること、そして、もし適切と認められる場合には、法的救済措置がとられていることを明確に示すことができない限り、これらの条件は遵守しなければならない。

2. 1 3 博物館の収蔵品からの除去

博物館の収蔵品から資料もしくは標本を除去することは、その資料の意義、性格（更新できる場合もできない場合も）、法的な位置、およびそのような行為から生じ得る公衆の信頼の損失を十分理解した上でのみ行われるべきである。

2. 1 4 放出に対する責任

放出の決定は、博物館の館長および当該収蔵品の担当学芸員と共同で行動する管理機関の責任である。作業用収蔵品には特別の措置が適用されうる（2. 7 および 2. 8 参照）。

2. 1 5 収蔵品から除去された資料の処分

各博物館は、寄贈、移管、交換、売却、返還、もしくは破壊による資料の収蔵品からの永久的な除去をおこなうための公認された方法を規定し、また受け取る施設への制限されない権利の譲渡を容認する方針を持たねばならない。すべての除去の決定、当該資料およびその処分について完全な記録を保存しなければならない。放出品は優先的に他の博物館に提供するべきであるとの強い仮定がある。

2. 1 6 収蔵品の処分からの収入

博物館の収蔵品は公衆からの預託物であり、換金できる財産として扱うべきではない。博物館の収蔵品からの資料および標本の放出と処分から受けた金銭もしくは報酬は、収蔵品のためのみ、および通常はその収蔵品への収集のためのみに用いなければならない。

2. 1 7 放出された収蔵品の購入

博物館職員、管理機関、または、その家族もしくは親しい人々に対しては、彼らに責任がある収蔵品から放出された資料の購入を許可するべきでない。

収蔵品の管理

2. 18 収蔵品の永続性

博物館は、その収蔵品（永久的なものも一時的なものも）および適切に記録された関連の情報が、現在において使用でき、また現在の知識および資源に配慮しながら、できる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に伝えることを保証する方針を決め、適用しなくてはならない。

2. 19 収蔵品の責任の委任

収蔵品の保護に関する専門的な責任は、適切な知識と技術を持った人々もしくは十分な監督下にある人々に任せられるべきである（8. 11も参照のこと）。

2. 20 収蔵品の文書化

博物館の収蔵品は、容認された専門的な基準にしたがって文書化されなければならない。この文書化は、一点ごとの完全な同一性確認と特徴の説明、関係、由来、状態、処理と現在ある場所を含まなければならない。そのようなデータは、安全な環境で保管され、博物館の職員やその他の正当な利用者が情報を得るためのデータの取り出しが備わっているなくてはならない。

2. 21 災害からの保護

武力抗争およびその他の人為的または自然災害時における収蔵品の保護の方針の作成について、細やかな注意が払わなければならない。

2. 22 収蔵品と関連のデータの安全

収蔵品のデータが一般に公開されるとき、博物館は、慎重さを必要とする個人的なまたは関連の情報および秘密事項を開示することを避けるための制御を行わねばならない。

2. 23 環境保存計画

環境保存計画は、博物館の方針と収蔵品の保護の重要な要素である。収蔵庫にあるとき、展示中、もしくは輸送中であるときも、収蔵品の保護的環境を作り出し、これを維持することは博物館の専門職員の重要な責任である。

2. 24 収蔵品の保存と修復

博物館は、資料もしくは標本が保存・修復の処置と資格のある保存技術者・修復者の仕事

を必要とする時を決定するために、収蔵品の状態を注意深く監視しなければならない。主な目的は、資料または標本の状態の安定化であるべきである。保存の手順は、すべて文書化され、またできるだけ可逆的であるべきであり、すべての変更箇所は、資料および標本の原品の部分と明確に識別可能にするべきである。

2. 2.5 生きた動物の厚生

生きた動物を飼育している博物館は、それらの健康と福祉に関するすべての責任を負うべきである。博物館は、獣医学の専門家によって承認された、職員、来館者、および動物の保護のための安全規程を作り履行しなければならない。遺伝子的改変は明確に識別できるようにすべきである。

2. 2.6 博物館の収蔵品の個人的使用

博物館の職員、管理機関、彼らの家族、近しい人々等に、博物館の収蔵品を一時的であっても個人的な目的での収用を許可してはならない。

3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ

基本原則：博物館は、収集し所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して特別な責任がある。

主要な証拠

3. 1 主要な証拠としての収蔵品

博物館の収蔵品の方針は、主要な証拠としての収蔵品の意義を明確に示さねばならない。方針は、これが現在の知的な流行もしくは博物館の使用に支配されていないことを証明すべきである。

3. 2 収蔵品の利用可能性

博物館は、秘密と安全の理由から生じる制限に配慮しつつ、収蔵品および関連するすべての情報ができる限り自由に利用できるようにする特別な責任がある。

博物館の収集と研究

3. 3 現地の収集

現地の収集をおこなっている博物館は、学問的な規程、適用のある国法および国際法なら

びに条約上の義務に一致する方針を作るべきである。フィールドワークは、地域社会の意見、彼らの環境資源および文化実践ならびに文化・自然遺産を高める努力に対する敬意と配慮をもってのみおこなわなければならない。

3. 4 主要な証拠の例外的な収集

非常に例外的なケースでは、由来の不明の資料が、本質的に知識の増進に著しく貢献するものであり、その資料を保存することが公的利害に叶うことがある。そのような資料の博物館の収蔵品への受け入れは、関連の学問分野の専門家の決定に従うべきであり、その国に対するもしくは国際的な偏見があつてはならない。

3. 5 研究

博物館職員による研究は、博物館の使命と目標に関連し、確立した法的、倫理的、学問的な慣行に合致するものでなければならぬ。

3. 6 破壊的分析

破壊的分析の手法が行われるときは、分析された資料、分析の結果、出版物を含むそこから生じた研究の完全な記録がその資料の永久的な記録の一部となるべきである。

3. 7 遺骸および神聖な意味のある資料

遺骸および神聖な意味のある資料についての研究は、専門的な基準に従った方法で、知られている場合はそれらの資料が由来する地域社会、民族もしくは宗教団体の利益と信仰を考慮に入れつつ行われなければならない（2. 5、4. 3も参照のこと）。

3. 8 研究資料に対する権利の保有

博物館職員が発表のための資料、現地調査の記録のための資料を作成するとき、その資料に対するあらゆる権利に関して、それを支援する博物館の間で明確な取り決めがなくてはならない。

3. 9 共有される専門知識

博物館専門職員には、その知識および経験を同僚のほか、関連分野の学者、学生と共有する義務がある。博物館専門職員は、自分が教えを受けた人々を尊敬し認めるべきであり、他の人々に役立つ可能性のある技術および経験における進歩を提供するべきである。

3. 10 博物館および他の施設間での協力

博物館職員は、類似の関心を持ち、収集活動を行う施設間の協力および協議の必要性を認め、これを支持すべきである。このことは、研究を通じて重要な収蔵品が生み出されてもそれらの長期の安全が確保できない、高等教育機関およびある種の公共施設について特に言えることである。

4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、理解し、それを促進する機会を提供する。

基本原則：博物館には、その教育的役割を開発し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な義務がある。

陳列と展覧会

4. 1 陳列、展覧会および特別な活動

陳列や展覧会は、それが物質的なものであれ電子的なものであれ、博物館の明確な使命、方針および目的にしたがって行われるべきである。博物館は、収蔵品の質や適切な保管と保存について妥協するべきでない。

4. 2 展示物の解釈

博物館は、陳列や展覧会において提示する情報には十分な根拠があり、正確であり、それが象徴する団体や信仰に対して適切な配慮がなされていることを保証すべきである。

4. 3 慎重さを要する資料の展示

遺骸および神聖な意味のある資料は、専門的な基準に従った方法で、知られている場合はそれらの資料が由来する地域社会、民族もしくは宗教団体の利益と信仰を考慮に入れつつ陳列されなければならない。それは、すべての人々が持つ人間の尊厳の気持ちに対する深い察知と尊敬をこめて展示されなければならない。

4. 4 公開陳列からの撤去

遺骸および神聖な意味のある資料を公開陳列から撤去するよう、それらの資料が由来する地域社会から要求されたときは、尊敬と感性を持って迅速に応じなければならない。そのような資料の返還の要求にもまた同様に応じなければならない。博物館の方針は、そのような要求に応えるための手続きを明確に示さなければならない。

4. 5 由来不明の資料の陳列

博物館は、出所の疑わしい、もしくは由来の不明な資料を陳列もしくは他の方法で使用することを避けるべきである。博物館はそのような陳列や使用が文化財の違法取引の容認および助長的行為とみなされる可能性があることを承知しておくべきである。

他の資源

4. 6 公表

博物館によって公表された情報は、それがいかなる方法をとったものでも、十分な根拠があり、正確で、学問上の規律、社会もしくは表された信仰に対して責任のある配慮がなされているべきである。博物館の情報の公表は、博物館の水準を損なうものであってはならない。

4. 7 複製

博物館は、収蔵品の模造、複製、複写を作成するとき原品の完全な形を尊重するべきである。それらの複製品は永久的に模造品であることを明示するべきである。

5. 博物館の資源は、他の公的サービスや利益のための機会を提供する。

基本原則：博物館は、博物館内よりはるかに広い場での適用力を持つ多様な専門性、技能および物質的資源を使用する。このことは、博物館活動の延長として、共有される資源もしくはサービスの供給につながりうる。それらは、博物館の明確な使命を損なうことのない方法で計画されるべきである。

鑑定サービス

5. 1 違法もしくは不法に取得された資料の鑑定

博物館が鑑定のサービスをおこなうとき、そのような活動から直接的であれ間接的であれ利益を得ているとみなされるような行動をとるべきではない。違法もしくは不法に取得、譲渡、輸入もしくは輸出されたと信じられる、または疑われる資料の鑑定や真正の認定は、適切な機関に通知される以前に公表するべきではない。

5. 2 真正の認定と評価（価値の判定）

博物館の収蔵品に保険をかける目的で評価する場合がある。それ以外の資料の金銭的な価値に関する意見は、他の博物館もしくは権限を持つ法的、行政的もしくは責任のある公的

機関からの正式な要請によってのみ述べられるべきである。しかし、博物館が受益者である場合、資料もしくは標本の評価は第三者的姿勢で行わなければならない。

6. 所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行う 博物館の業務

基本原則：博物館の収蔵品は、それらが由来する地域社会の文化的および自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それらは、国の、地域の、地方の、民族的、宗教的もしくは政治的独自性との強い類縁性を含みうる、通常の属性を超えた性格を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。

収蔵品の起源

6. 1 協力

博物館は、原産地である国もしくは地域社会の博物館および文化機関と知識、文書および収蔵品の共有を促進すべきである。遺産の重要な部分を失った国もしくは地域の博物館とのパートナーシップを築く可能性が探られるべきである。

6. 2 文化財の返還

博物館は、文化財をその原産国またはその国民に返還するための話し合いを開始する態勢を整えていくべきである。このことは、科学的、専門的また人道的な原則と、適用される地方・国の法、および国際法に基づき、政府もしくは政治レベルの行動に優先して、公平に行われるべきである。

6. 3 文化財の復帰

原産国もしくはその国民が、国際および国の協定の原則に違反して輸出あるいは譲渡され、かつ、それが当該国または国民の文化または自然遺産の一部であることを示すことができるような資料または標本の復帰を求めるときは、関係博物館は、法的にそうすることが自由にできるならば、その返還に協力するため速やかかつ責任ある手段を講じるべきである。

6. 4 占領された国からの文化財

博物館は、占領された地域からの文化財を購入もしくは取得することを差し控えるべきであり、文化および自然資料の輸入、輸出および譲渡を規定するあらゆる法律と協定を完全に守るべきである。

奉仕される地域社会への敬意

6. 5 現代の地域社会

博物館の活動が現代の地域社会もしくはその遺産とかかわっている場合、資料の取得は、所有者や通知者につけこむことなしに、情報を与えた上での相互の了承に基づいてのみ行われるべきである。関与する地域社会の希望の尊重が最重要視されるべきである。

6. 6 地域社会の施設の財源

現代の地域にかかる活動のための資金を求めるとき、彼らの利益をないがしろにしてはならない（1. 10 を参照のこと）。

6. 7 現代の地域社会からの収蔵品の使用

博物館が現代の地域社会からの収蔵品を使用する場合、それらを使用する人々の尊厳、伝統および文化を尊重する必要がある。そのような収蔵品は、多様な社会、多文化および多言語の表現を擁護することによって人々の福祉、社会の発展、寛容および尊敬を促進するために使用されるべきである（4. 3 を参照のこと）。

6. 8 地域社会の中の支援団体

博物館は、地域社会の支援のための好ましい環境（博物館友の会などの支援団体）を作り、その貢献を認め、地域社会と博物館職員の間の友好的な関係を促進すべきである。

7. 博物館は法律に従って事業を行う

基本原則：博物館は、国際的、地域的、国の、もしくは地方の法律と条約の義務に完全にしたがうべきである。さらに、管理機関は、博物館のあらゆる側面、その収蔵品および事業に関連する法的な拘束力のある負託や条件をみたすべきである。

法的枠組み

7. 1 国及び地方の法規

博物館の事業に影響をあたえるので、博物館はすべての国と地方の法律にしたがい、他の国の法規を尊重すべきである。

7. 2 國際法

博物館の方針は、イコム職業倫理規程の解釈において基準とされる、以下の国際法を認め

るべきである。

- 武力衝突時の文化財保護のためのユネスコ条約（ハーグ条約、1954年第一議定書および1999年第二議定書）
- 文化財の不法な輸入、輸出および所有権の譲渡を禁止し防止する手段に関するユネスコ条約（1970年）
- 危機に瀕している野生動植物の種の国際交易に関する条約（1973年）
- 生物学的多様性に関する国連条約（1992年）
- 窃盗および不法輸出された文化的資源に関するユニドロワ条約（1995年）
- 水中文化遺産の保護に関するユネスコ条約（2001年）
- 無形文化遺産の保護に関するユネスコ条約（2003年）

8. 博物館は専門的に事業を行う

基本原則：博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持すべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門的行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的および抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。

専門職的行動

8. 1 関連法規の熟知

博物館の専門職員はすべて、関連する国際、国内および地方の法ならびに彼らの雇用条件に通曉しているべきである。彼らは不適切な行為とみなされるような状況を回避すべきである。

8. 2 職業上の責任

博物館の専門職員は、勤務している博物館の方針と手続きに従う義務を負う。しかし、博物館もしくはその専門職および職業倫理に損害を与えると思われる慣行にたいして正当な反対を唱えることができる。

8. 3 専門職的行動

同僚および勤務先博物館への忠誠は、重要な職業上の責任であり、専門職業全体に適用される基本的な倫理原則への忠誠に基づくものでなければならない。彼らはイコムの職業倫

理規程の条件を守るべきであり、その他の博物館業務に関連する規定もしくは方針を認識しているべきである。

8. 4 学問的および学術的责任

博物館専門職員は、収蔵品に固有の情報の調査、保存、使用を促進するべきである。したがって、彼らはそのような学術的および科学的数据の損失につながるような行動や状況を避けるべきである。

8. 5 不法な市場

博物館専門職員は、自然および文化財の不法な移動もしくは市場に直接であれ間接であれ力を貸すべきでない。

8. 6 秘密保持

博物館専門職員は、勤務中に入手した秘密情報を保護しなければならない。加えて、鑑定のために博物館に持ち込まれた品目に関する情報は、機密情報であり、所有者から特に許可がない限り公表したり、他のどのような機関もしくは個人にも流してはならない。

8. 7 博物館と収蔵品の警備

博物館の警備、もしくは勤務中に訪問した個人コレクションの警備と所在地に関する情報は、博物館職員によって厳重な秘密とされなければならない。

8. 8 秘密保持の義務の例外

秘密の保持は、盗まれた、不法に取得された、もしくは違法に譲渡された可能性がある物品にかんする警察または他の正当な機関による捜査に協力する法的な義務に従属する。

8. 9 個人の独自性

専門職にあるものは、ある程度個人の独自性を保持する権利を有するが、彼らは、いかなる私的な仕事または専門的利益も彼らが勤務する機関と完全に切り離すことはできないことを心得ておかなければならぬ。

8. 10 専門職業上の関係

博物館の専門職員は、彼らが勤務する博物館の内外で多数の人々と業務上の関係を持つ。彼らは、他の人々に対して効率の良い高い水準の専門的サービスを提供することを期待さ

れている。

8. 1 1 専門的相談

入手できる専門知識が、博物館内での良い決定を保証するには不十分であるときは、博物館内外の専門家に相談するのは職業上の責務である。

利害の衝突

8. 1 2 贈答、援助、貸与もしくはその他の個人的な便宜

博物館職員は、所属博物館の職務に関連して提供された可能性のある贈り物、援助、貸与もしくはその他の個人的な便宜を受けてはならない。場合によっては、職業上の慣例に贈り物の授受が含まれていることがあるが、それは必ず関係機関の名において行うべきである。

8. 1 3 外部の雇用もしくは仕事の利益

専門職にあるものは、ある程度個人の独自性を保持する権利を有するが、彼らは、いかなる私的な仕事または専門的利益も彼らが勤務する施設と完全に切り離すことはできないことを心得ておかなければならない。彼らは博物館の利益と衝突する、もしくは衝突するとみなされる他の有給の雇用もしくは外部の委嘱を受けるべきではない。

8. 1 4 自然・文化遺産の取引

博物館の専門職員は、直接、間接を問わず、自然もしくは文化遺産の取引（利益のための売買）に加わるべきではない。

8. 1 5 取引人との相互作用

博物館専門職員は、博物館の資料の購入もしくは処分、あるいは公的行為の実施または回避の誘引として、取引業者、競売人もしくはその他の人物から贈り物、歓待もしくはいかなる形の報酬も受けてはならない。さらに、博物館専門職員は、特定の取引業者、競売人もしくは鑑定人を一般人に推薦すべきではない。

8. 1 6 個人的収集活動

博物館専門職員は、資料の取得もしくは個性的収集活動のいずれにおいても所属機関と競合すべきではない。博物館専門職員と管理機関との間で個性的な収集に関する協約書を作成し、良心的にこれに従わなければならない。

8. 17 ICOMの名称とロゴの使用

イコム会員は、いかなる営利目的の活動もしくは製品の促進や信用性の付与のために“International Council of Museums”および“ICOM”という言葉、もしくはそのロゴを使用してはならない。

8. 18 その他の利害衝突

個人と博物館の間にその他の利害の衝突が生じた場合は、博物館の利益が優先する。

イコム大会報告書
(第22回中国上海大会)

発行 平成23年3月31日
編集 財団法人 日本博物館協会
03-3591-7190
印刷 タナカ印刷株式会社